慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	バブウフ主義と秘密結社
Sub Title	
Author	平井, 新
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1930
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.24, No.6 (1930. 6) ,p.919(79)- 988(148)
JaLC DOI	10.14991/001.19300601-0079
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19300601-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

バブウフ主義と秘密結社

平井　新

本稿は拙作『バブウフ及びバブウフ主義』の『運動篇』として昭和五年二月、三田學會雜誌に發表したる拙稿『バブウフの Conspiration pour L'Égalité』の續篇を成すものである。

本稿で取扱ふ部分は平等者謀叛の沒落後久しく死灰と化したバブウフ主義が一八三〇年代に甦生して當時の共和主義秘密結社の體内に寄生して漸次獨立の發展を遂ぐるに到る時代、換言すれば寄生的成長時代のバブウフ主義である。本稿最初の豫定では更に略〻一八三四年以後秘密結社の指導原理と化して以來のバブウフ主義をも述べる積りであつたが紙面の都合上遂に是を果す事が出來なかつた。從つて此部分の發表は他日に讓る事とする。

目　次

（一）序論
（二）秘密結社『眞理の友』
（三）佛蘭西カルボナリ黨
（四）バブウフ主義の甦生
（五）民友協會
（六）人權協會

一　序　論

（一）

一七九七年五月、バブウフ及びダルテの刑死とブオナロッチ、ゼルマン等の追放とに依て、平等者謀叛の幕は全く閉ぢられ、逸早く押寄せた反動の巨濤にバブウフ主義の生命は殆んど窒息的に埋沒せられてしまつた。然し乍ら共れは決して永遠に死滅してしまつたのではない。爾來年を經る事約三十年、即ち一八二八年、ブオナロッチの『所謂バブウフ謀叛』(1) の出版と一八三〇年彼の佛國再成とに治力を得て、久しく、死灰の狀態にあつたバブウフ主義の命脈は漸く蘇生した。然し、起死同生した此生命は當初より決して自主、獨立の生活を營む事は出來なかつた。それは先づ、是に先立つて佛蘭西を支配してゐた共和主義的秘密結社に寄生して、自己の生命を維持し、之を充實し、更に擴大して、遂に共母體を蠶食し、主客顚倒して、是に代つて同國社會運動の主潮と化するに到つたのであつた。吾人が先づ一八三〇年前に遡つて、換言すれば共和主義的秘密結社の濫觴時代に遡つて筆を起すは斯る理由あるに外ならない。

（二）

平等者謀叛の鎭定後二年、一七九九年十一月九日、即ち所謂共和曆霜月十八日のクウデタアに依てナポレオンは第一總督に擧げられ、越へて一八•〇二年終身總督となり、更に一八〇四年五月帝位に即き爾來一八一五年の沒落に到る約十年間、佛國否全歐洲に君臨し四民何れも彼を謳歌して所謂光輝あるナポレオン時代の現出を見た。此時代國民、皆、過ぎし大革命の騷擾慘虐に懲り只管目前に見る帝政の美觀に眩惑せられ、殊に勞働階級の如きは自ら大國民に屬するを痛く光榮として、敢て不平等の不幸を反省するの慣習を喪失してしまつた。(2) 此時代を通じて、共和主義は全く其姿を潜めてゐたのであつた。

共和主義は果して眞實に忘れられたのであるか。否、忘れられたのではない。十年の間、ナポレオンの政府が其忘却を强いたのであつた。そして此共和主義忘却政略は圖に當つた。何となれば佛蘭西國民の大部分に取つては、共和政治、それは即ち恐怖政治であり、又口に出すまいとしてゐた記憶を喚起したからである。(3) 洵に當時の人々には革命と共和主義は同一のものと思はれてゐたのである。(4) 此時代の一小兒 Edgar Quinet はジロンド、山岳黨、ジャコバン黨等の言葉の見出される書物を自分は理解する事は出來なかつたと言ひ更に次の如く述べてゐる『唯一の文字が總ての他ののに代つた。恐怖時代といふ文字である。何人も余に此文字を解釋して吳れるものはなかつた。一行毎に字引が必要であつた。革命に關する多數の言葉は直ちに活語では無くなつた』と。(5) 以て此間の消息を窺ふに充分である。ナポレオン時代の末期一八一四年にも未だ尙、共和政治の建設を提議するものは無かつた。併し乍ら巴里には漠然共和主義者と稱し得る數名の名士(6) が居たが何れも極めて微温的な共和主義者に過ぎなかつた。何故と言ふに彼等は帝國元老院の座席を占めてゐたからである。然し彼等は元老院がルイ十八世に憲法を課せんとした時に反對した。共名士の一人 Grégoire は反對して謂ふ『民主主義は德の子である。王政は腐敗の子である。……國民は唯、彼自身に屬する。主權は國民に取つて、本質的、不可讓的財產であつて、一個人や一家族の財產であるべきでは無い』(7)

と。然し彼等はブルボン家の復興に決して反對しなかつた。ブルボン家の復興は共和主義精神を信奉するが如く思はれた人々に依て均しく承認せられたのである。[8] 要するに彼等は名のみの共和主義者に過ぎなかつたのである。未だ共和政治を確立せんとの具體的運動は何處にも求むる事は出來なかつた。

ナポレオン失脚して、ルイ十八世が諸列强に樹立せられて佛國王の地位に登り、茲にブルボン家は復興せられた。

然し乍らブルボン王朝は元、諸列强に依つて佛國に强制せられたもので、決して國民多數の承認を經たものでは無い。從つて其政府は決して正當のものでは無い。斯る思想が、他方維納會議及神聖同盟に依る佛國政府の不評、同政府が無能にして勞働階級に好意を有せざる事等の原因と相俟つて早くもブルボン王朝を倒壞せんとの努力を導いた。斯る形勢が久しく影を消して居た共和主義思想を再燃せしむるに到つた。當時の人々には未だ其眞意を解せられざりし共和主義も次第に世人の唇頭を賑はすに到つたのである。

共和主義思想は先づ青年智識階級殊に巴里に蝟集せる學生の間に復活した。復活せし共和思想は決して同色同形のものでは無い。『其幹部は或は主權變革を標榜し或ひは個々人の見解に投合せんため種々の旗幟を掲げてゐた』[9] が、其の共通的一致點は前記の如く、ブルボン王朝は諸列强の樹立せしもので、決して佛國民過半數の何等承認せるものではない、故に吾等の正當の政府と言ふ事は出來ないと言ふ見解であつた。[10] 王政復古の當初に於いては斯る現存政府を否定するといふ消極的方面以外に未だ國民的主權に關する積極的見解換言すれば共和的見解といふべきものは尙存在しなかつた。而してそのこれに到る迄は相當長き進化の期間を必要とした。[11] 要するにブルボン家復古の初期に於いては共和主義といふものの事實それは極めて消極的、形式的のものに過ぎなかつた。

共和主義と相並んで當時既に所謂空想的社會主義が發生して居た。サン・シモンの『ジュネエヴ住民の書簡』は既に一八〇二年に、『産業體系』は一八一九年に、『産業者問答』は一八二四年に出版せられ又シャルル・フウリエの『四個運動論』は一八〇八年に、農業家族組合論 "Traité de l'Association domestique agricole" は一八二二年に、新産業世界 "le Nouveau Monde industriel" は一八二九年に刊行された。然し乍らサン・シモン及びフウリエの學說が熱心に宣傳せられて實際的運動と化したのは、ずつと後年の事である。一八一五年以來行はれた革命的運動の中樞をなすものはサン・シモン主義でもフウリエ主義でも無かつた。當時是等は實際的具體的運動と交涉なき純乎たる理念的運動にすぎなかつた。而して當時、政府に取つて拔く可からざる反抗運動となつたものは共和的民主主義者、ジャコバン黨、山岳黨、ロベスピエエル主義者、バブウフ主義等に依て混然組織せられたブルボン王朝倒滅を直次の目的とする共和主義的秘密結社の活動であつた。[12]

（1） Buonarroti,—Conspiration pour l'Égalité dite de Babeuf. Bruxelles, 1828.

（2） Sencier, Georges—Le Babouvisme après Babeuf. Sociétés secrètes et conspirations communistes (1830-1848). Paris, 1912 p. 33.

（3） Weill, Georges—Histoire du parti républicain en France (1814-1870). Nouvelle édition complètement refondue. 1928. p. I.

（4） Tchernoff,—Le parti républicain sous la monarchie de Juillet. Paris, 1901. p. 2.

（5） Edgar Quinet,—Histoire de mes idees. p. 75-76. cité par Weill, ibid., p. 1.

（6） 其人を擧ぐれば、Destutt de Tracy, Lanjuinais, Garat, Grégoire. であつた。(Weils, ibid., p. 1.)

（7） Grégoire,—De la constitution française de l'an 1814. Cité par Weill, ibid., p.2.

（8） Weill, ibid., p. 2.

（9） Weill, ibid., p. 7-8.

（10） Tchernoff,

（11） Tchernoff, ibid., p. 2.

（12） Zévaès, Alexandre—Auguste Blenqui, patriote et socialiste français. Paris, 1920. p. 6-7.

二　秘密結社『眞理の友』"La Loge des Amis de la Verité"

一八一八年九月(1)『眞理の友』"Les Amis de la Verité"と稱する秘密結社が巴里に生れた。其主謀者は當時の市稅關所に勤務せるバザアル(Bazard)(2)フロタアル(Flotard)、ブュセエ(Buchez)、ジュウベエル(Joubert)の相當身分ある四青年であつた。最年長者バザアルは年齡二十四、既に其一味を支配してゐた。

本結社の目的はバブウフが追求した目的の實現を期せんとするものでも無く又共和政治を確立することすらでも無かつたが(3)少くとも其直次の目的はブウルボン王朝の覆滅に在つた。然し乍ら前記建設者が孰れも共和主義者であり、又ナポレオンを憎惡せし(4)を見れば、恐らく、この結社窮局目標は共和主義の實現に在つたものと推定して大過ないであらう。

この結社の窮局目標に就て、後自ら警察密偵として、秘密結社に潜入し、後年『一八三〇年より一八四八年迄の秘密結社及共和黨の歷史』を著した Lucien de la Hodde は次の如く言つてゐる『ブルボン王朝に代ゆるべきものは決して明かではなかつた。唯、ナポレオンの名聲が尙橫溢してゐた事故、ナポレオン二世をば王位に即かしめるに在つたと信ずべき理由がある』(5)と言つてゐる。然し乍ら此推定は根據無きものの樣に思はれる。事實は寧ろ其正反對である。Trélat(6)は言つてゐる『眞理の友』會議及入社式では常に專制君主(ナポレオン)の記憶が呪はれてゐた。結社の議長も、士官も新參も彼をば、祖國の不幸、共和政治の破壞、僧職及專制的法律の復活の廉で峻烈に非難したのであつた』(7)これに依て『眞理の友』の目標がブルボン顚覆後、ナポレオン二世推戴に在るとした Hodde の推定の誤れる事は極めて明白である。

要するに、本結社の目的が疑ふべからざる程明かに、共和主義であつたと斷定する論據はないが、主として、否少くともそれに近いものであつたであらうと考へられる。

會員は當初法律學校、醫學校、藥學校等に求めたが其後に到り、バザアルの提議に依て、多數の商業見習青年をも引き入れた。會員はブルジョアの子弟、學生、手代、藝術家等であるが、之を思想的に見れば、共和主義者、ボナパルト派、王黨の異分子、新バボエフ主義者等の混合物であつた。斯くて此秘密結社は漸次巴里青年の間に優勢となり、當時の政治運動の牛耳を握るに到つた。(8)

當時リシュリュウ內閣は一八一七年二月五日制定のブルジョワジイに有利なる選擧法を改正して、商工階級の政權を減殺し、封建黨の議員數を增加せんとの魂膽から一八二〇年、新選擧法改正を下

院に提出した。

下院では同年五月以來この改正法案を審議した。脅威を受けたブルジョワジイは全力を盡して、斷乎として防衞に當つた。小冊子は發行せられ其機關誌は一齊に斯法案の非を鳴らして、輿論の喚起に力め、各地方の熱烈なる請願書を奬勵し、憲法の危機を絕叫した。(9)

下院に於ける斯法案の討論は極度の不安裡に開始せられた。正に國民煽揚の好機會であつた。『眞理の友』は此機を逸しなかつた。其會員は巴里全市の到處に出沒して、人心の煽動に力めた。諸學校は蹶起し、多數の學生は隊伍を組み國々に『憲章萬歲』を叫んだ議會に押寄せた。一方封建黨所屬の軍隊は大部分ブルジョワに變裝し、仕込杖を携へて現場に急行した。六月十日巴里の中央部で軍隊と市民とは遂に衝突してしまつた。此衝突のために Lallemand と稱する一青年が殺害せられた。此青年の死は巴里の人心に甚深の感銘を與へた。擾亂は更に續いた。駐屯軍は總動員した。廣場廣場には叫號する青年の波が渦卷いてゐた。勞働者も此示威運動に參加した。(10)

混亂は下院に於いても同樣であつた。不慮の死を遂げた Lallemand の父は息子の報復手段として訴狀を書いた。Laffitte は沈痛な聲で此書簡を朗讀した。議員は感激の餘り『何たる恐怖ぞ』と絕叫した。彼に代て Manuel が演壇に立つた。狂氣の如く、顏面は蒼白にして『殺人！』といふ恐ろしい言葉を發した。數回の會議に上るものは唯ブルジョワ代議士の悲痛な演說許りであつた。(11)

議院內外の名狀すべからざる混亂の裡に選擧法改正案は六月三日下院を通過し六月二十八日上院を通過した。(12)

一八二〇年六月の騷擾は八月十九日の陸軍の陰謀を以て終を告げた。此陰謀は蜂起と同時に鎭壓されてしまつた。陰謀鎭壓の餘沫は『眞理之友』にも及んで、此結社の領袖は四散してしまつた。(13)

（1）Hodde は漠然一八二〇年頃と言へるも Weill, Tchernoff, Zévaès は何れも一八一八年九月と明記してゐる。
（2）Saint Amand Bazard は後年サン・シモン主義者として著名となつた人である。
（3）Sencier, ibid., p. 36.
（4）Weill,—ibid, p. 10.
（5）Hodd (e) (de la), Lucien—Histoire des sociétés secrètes et du pasti républicain de 1830 à 1848. Paris, 1850. p. 19.
（6）Trélat は後年民友協會、人權協會の領袖となつた人である。
（7）Trélat, Paris révolutionnaire II. p. 278. cité par Weill, ibid., p. 10.
（8）Blanc, Louis,—Histoir des Dix Ans 1830-1840. N u·elle Éd. T. I. p. 84. De la Hodde, ibid., p. 19. Sencier, ibid., p. 36.
（9）Blanc, ibid., p. 83.
（10）Blanc, ibid., p. 84-85.
（11）Blanc, ibid., p. 85.
（12）Emil Bourgeois,—History of Modern France. vol. I. p. 24-25.
（13）Blanc, ibid., p. 92.

三　佛蘭西カルボナリ黨 "La Charbonnerie française"

（一）

『眞理之友』事件裁判の結果 Dugied 及び Joubert は追放の刑を受け、伊太利のナポリに亡命する事となつた。當時ナポリは革命の渦中に在つた。彼等は此革命に參加したが、五名のナポリ議員の庇護で辛くも生命を全うする事が出來た。革命は失敗に歸し、墺太利軍隊の干渉は Foy 將軍の光輝ある豫言を裏切つてしまつた。(1)

Dugied は伊太利のカルボナリ黨で受けた階等徽章の三色リボンを携へて巴里に歸還した。ナポリ滯在中彼地のカルボナリ黨の奧義を悉皆會得した彼は斯種の結社を佛蘭西に實行せんとの計畫を建てて Flotard に謀つた。Flotard は Dugied より委細を聽取して『眞理之友』の秘密理事會議に謀つた。會議を組織する七名の委員はこの重大なる秘密を嚴守する旨を相互に誓約せし後、佛蘭西カルボナリ黨の建設を決議し Dugied がナポリから持參したカルボナリ黨の規則の寫本を彼と Limpérani をして飜譯せしめた。然しこの伊太利カルボナリ黨の規則を其の儘佛蘭西に移植する事は出來なかつた。何故と言ふに伊太利カルボナリ黨の根本思想は極めて、宗敎的、且つ神秘的のものであり、又カルボナリ黨員は唯單に、プリイ・メイゾンリイの軍事部、基督奉仕の軍隊としか考へられてゐない。從つて到底、佛蘭西知識階級の思想と調和すべきものでは無かつた。其處で Bazard, Buchez, Flotard に委囑して是を修正する事となつた。(2) 斯くて一八二一年五月一日是等三名は巴里の貧民窟 Copeau 街の圓卓の前に鳩首凝議して、前記修正の手續を果し、新黨樹立の事務を完了した。佛蘭西カリボナリ黨は玆に成立したのである

（二）

カルボナリ黨の結社組織を見るに先づ、最高集會"Haute Veute"と稱する母結社があつて、其の周圍に中央集會"Ventes centrales"があり、其下に特殊集會"Ventes particulières"が歸屬する。結社の會員數は夫々二十名とする。是は刑法に牴觸しないためである。(3)

最高集會はカルボナリ黨の創設者 Bazard, Flotard, Buchez, Dugied, Carriol, Joubert, Limpérani の七名から成る最高の執行委員會で、中央集會、特殊集會は何れも其の命令に服從する。(4)

中央集會組織の方法は次の如くである。先づ、最高集會の二名の會員が、自分達の身上を少しも打ち明けないで、第三者に近づく。そして彼を新集會の會長に任命し、自分達は、夫々、代理員"député"、調査員"censeur"となる。代理員の役目は上級の結社と通信する。かくて、此上級結社が最高結社である事を會長に信頼させる。調査員の使命は下級結社の行動を監視するにある。かくて三人の首領が十七人の會員を引き入れて二十人となれば此團體を中央集會と呼ぶに到る。

次に中央集會の二會員が同樣の方法で第一級の特殊集會を組織する。第一級の特殊集會は又同樣の方法で普通の特殊集會を造る。斯る方法によつて無限に組織細胞を增加して行く。最高集會は無數の細胞組織の大腦となつて黨の秘密並に行動を支配する。

特殊集會は唯一個の行政的區別であつて、カルボナリ黨の進展に連れて、動もすれば、最高集會と中央集會の代理員との間に生ずる紛糾を避ける目的を有する。(5)

今、カルボナリ黨の組織形態を一層よく理解するには、是を逆立した樹木に喩へるが適切である。幹が最高集會、枝が中央集會、小枝が第一級の特殊集會、新芽が普通の特殊集會である。(6)

カルボナリ黨の創設者達は又軍隊の後援に目を付けた。此の目的のためにカルボナリ黨を二重組織にした。其處で同樣の組織を名稱だけ變更して軍隊に適用した。軍隊では最高集會の名稱を軍團 “Legion” 中央集會を步兵隊 “cohortes” 第一級の特殊集會を百人隊 “centuries” 普通の特殊集會を中隊 “manipules” と呼んだ。

斯る二重組織に依て、例へばカルボナリ黨が市民的に活動する場合には軍事的階等制度は姿を隱し、之に反し軍事的に活動する場合には市民的階等制度が影を潛める。二重組織の目的はカルボナリ黨の勢力を增大する事に在るのは勿論であるが更に是に依て官憲の追跡を避ける事が重要な目的である。[7]

然し彼等は官憲の追跡を全く遁れる事は到底出來ない事を豫想して居る。其處で可及的に是を避けるために、假令、各集會は共同の目的に向て行動する場合でも、各集會相互の接觸聯絡を防いで、官憲が、最高集會を發見するに非ざれば到底カルボナリ黨全體の組織を摑む事が出來ない樣に組織せられてゐる、それで一集會に屬する黨員が他の集會に加入する事を絕對に禁じ、若し是を犯す場合は死刑に處せらるゝ。斯くして一方には外部から官憲の追跡を最少限度にし、內部からは一會員が一集會に加入しても、彼が結社全體の秘密を發見し之を他に交附する事の出來ない樣に組織されてゐる。[8]

（三）

佛蘭西カルボナリ黨は『眞理の友』と同じく決して純粹の共和的結社ではなく寧ろ一種の過渡的結合であり從つて又、明確且つ決定的なる中心思想をば持つてゐ無かつた。Bazard, Flottard, Buchez の編輯した一文書に據れば其根本思想は大體次の如くである。[6]

暴力は決して權利ではない。ブルボン家は外國人の齎せしものである。從つてカルボナリ黨員は佛蘭西國民に對し、其れに適合せる政府を選擇するの權利を自由に行施せしめんがために結束するものである。[10]

即ち國民的主權を布告するに在つた。然し其國民的主權如何に就ては決して明瞭では無い。而も綱領が漠然たるものであれば、それだけ各種の怨恨憎惡に應へる事が出來る譯である。換言すれば、將來に關する思想も豫備的研究も無く、唯總ゆる奔放なる感情の傀儡となつて大規模に、非常の情熱を以て陰謀を起す事、是がカルボナリ黨の原則であつた。[11]　要するにブルボン家の倒滅を促す思想ならば如何なる思想で是を受入れたのである。[12]

斯樣にカルボナリ黨は原理としては極めて幼稚なる遊戲に過ぎなかつたけれども、組織としては極めて有力な而も驚くべきものであつた。[13]

カルボナリ黨は瞬く間に巴里全市に普及した。然るに創設者達は官職も勢力も無い無名の青年達であつたので、今後如何に運動を擴大すべきか、全佛蘭西を如何にして運動網を以て蔽ふべきかに關して、充分熟考したが、彼等は何れも充分の自信を持つ事が出來なかつた。それで先づ豫て Bazard の昵懇なる老革命家 Lafayette に最高集會の委員たるの地位を提供して、其入會を懇請した。彼は快く承諾した。次いで Manuel, Argenson, Corcelles 其他の主なる自由主義者の勸誘に成功した。[14]

次いで此組織を地方に普及するに決した。Dugied はこの目的を以て Dijon, Maçon (Bourgogne) へ宣傳に行き、Joubert は Strassburg, Colmar (Alsace) へ、Flottard は Tours, Saumur, Rochelle (l'Ouest) へ、Rouen と稱する一會員は Nantes (Bretagne) に赴いた。彼等と地方との關係を明かにするために、巴里の最高集會 heule Veute の名を Vente suprême に改めた。カルボナリ黨が到る處に組織せられた。誘惑の手は益〻伸び、到底其勢に抵抗する事は出來なかつた。當事佛蘭西は殆んど全く陰謀者を以て蔽はれてしまつた。[15]

會員は主として大學、公立學校學生、下級將校、熟練職人等であつた。

各會員は未知の首領に對する絕對服從を宣誓したる後不時の事變に應ずるため、何れも、一丁の小銃と五個の彈藥箱を所持するの義務を有する。

一八二一年に行はれた國民の諸會合には、常に多數の黨員が出席して、目的貫徹のため暴動を起す機會を覗つてゐた。國王が議會に臨御する場合、チュウレリイで觀兵式を行ふ場合には常に準備を怠らなかつた。皇室の奪取は彼等の計畫の重要なる部分であつたのである。[16]

カルボナリ黨は又萬一の事變に處するためと、傳統的慣習に倣つて、假政府を組織して、Lafayette, Gorcelles, Voyez-D'Argenson, Dupont, Koechlin 等を任命した。此の中に有力なるバブゥフ主義者の存在する事を看過してはならぬ。[17]

一八二一年の末、暴動の計畫は愈〻熟して先づ Bélfort で其口火は切られたが、其運動は無慘にも潰滅した。是と殆んど同時に Bordeaux, Nantes Toulouse, Poiticro, Colmar, La Rochelle[18] に蜂起したが何れも挫折してしまつた。

政府の彈壓は峻烈を極め Beiton 將軍、Caron 大佐、La Rochelle の四軍曹以下、悉く死刑に處せられた。

（1）Blanc, ibid. p. 92.
（2）Blanc,—ibid., p. 93. Frost, Thomas—The secret societies of the european Revolution 1776-1876. 1876. vol. II. p. 6.
（3）Blanc, ibid., p. 94.
（4）Hodde, ibid., p. 21. 23.
（5）Blanc, ibid., p. 94-95.
（6）Hodde, ibid. p. 21.
（7）Hodde, ibid., p. 22. Blanc, ibid. p. 95.
（8）Blanc, ibid., p. 95. Hodde, ibid., p. 22.
（9）Tchernoff, ibid., p. 48.
（10）Blanc, ibid., p. 93.
（11）Blanc, ibid., p. 93-94.
（12）Hodde, ibid. p. 22.
（13）Blanc, ibid., p. 94.
（14）Blanc, ibid., p.96-97. Hodde, ibid., p. 23. Frost, ibid., vol. II. p. 6.
（15）Blanc, ibid., p. 97-98. Frost, ibid., vol. II. p. 6-7.
（16）Frost, vol. II. p. 7-8
（17）Sencier, ibid., p. 37.
（18）是等暴動の詳細に關しては Blanc, ibid., p. 98-108. Frost, ibid., vol. II. p. 8-16. Hodde, ibid., 23-26. 參照。

四　バブウフ主義の甦生

平等者陰謀の瓦壞此方約三十年、死灰となつてゐたバブウフ主義は一八三〇年代以來再び新なる生命の萠芽を見出したのである。そして其れは專ら平等者謀叛の殘存者ブオナロッチの賜物である。

一七九七年五月ヴンドオム高等法院より追放刑の判決を受けて、ブオナロッチは同犯ゼルマン、Moroy, Blondeau と共にシエルブルグの國民城砦に幽閉せられた。一八〇〇年三月同志と共にOleronに移されたが、此地では極めて寛大なる監視を受けた。ブオナロッチは此地のサン・ピエエルで學校長を勤めた。當地に在ること約三年、一八〇三年より一八〇六年六月迄 Alpes-Maritimes 地方の So.pello・に移されたが此地では青年教育に盡して地方政府及び當地住民の尊敬を受けた。

一八〇六年七月、當局の許可を得て、豫て希望してゐたジュネエヴに移住し、數學と音樂を教授して糊口を凌いだ。カルボナリ黨の領袖であつた彼は此地より伊太利カルボナリ黨と佛蘭西カルボナリ黨との連絡の掌に當つた。(1) 然し此地の生活も永くは續かなかつた。一八一五年王政復古と共に歐洲外交策の犧牲となつて、遂に此地を追はれた彼は白耳義に安住の地を求めた。當地では音樂作曲者として生活の道を得、又既に此地に避難せる舊山岳黨員と交遊した。然しブオナロッチが白耳義に着した年月は今日明かではない。(2)

白耳義に於ける彼の生活動靜に就て Barère は次の如く述べてゐる。『王政復古はブオナロッチをして外國に避難せしめた。余はブラッセルの Rodier 氏方にて屢彼と會つた。彼は決して裕かではなかつたが、赤貧洗ふが如き彼の地位をば極く稀な性格の力を以て支持した。彼は音樂と伊太利文學を教授するに決した。彼は斯樣に日々の勞苦で生活し、休息の時間をば、バブウフの原理及計畫並に彼の民主的結社に關する公平なる歷史を書くに用ひた。彼は其二卷を編んだ。それは白耳義人に非常に歡迎せられた』(3) と、玆に公平なる歷史云々とあるは言ふ迄も無く彼の著書『所謂バブウフの陰謀』を指すものである。

本書は一八二八年ブラッセルと倫敦で出版せられ尋いで一八三〇年巴里で刊行された。倫敦で本書が數日にして五萬部賣盡したのを見れば、本書が非常に好評であつたものと推察せらるゝ。しかし巴里では賣行思はしくなかつた。これは主として官憲の嚴重なる監視のためであると言はれてゐる。(4)

一八一五年より一八三〇年迄の白耳義に於ける彼の生活は、事變の到來を待望しつゝ又諸種の民主的運動に參加し乍ら而も專ら官憲の注目を惹かざらん事に努め恰も謎の如く且つ極めて用心深きものであつた。(5)

一八三〇年七月、巴里に革命勃發の報を耳にするや、豫て佛蘭西入國を希つてゐたブオナロッチは同年八月十日旅行免狀を得、越へて二十日 Jean-Jacques Raimond の變名を用ひて佛蘭西に這入り Saint-Lazare 街一二四號なる一勞働者住宅に宿泊した。

此時代既に彼は宛然一黨の領袖であつた。彼は多數の部下をして或はフランス或は白耳義に於ける共和黨を煽動せしめたのであるが自分自身は背後に匿れて、所謂伊太利的陰謀家の神秘に滿足してゐた。總裁政府時代彼は平等運動の理論家にして且つ組織家であつた如く、七月王政の下に於て

は、若き民主主義者を訓練し、激勵し、指導した。人々は彼を大革命時代の思想の繼承者、眞正なる民主主義傳統の使徒、平等の聖火を掲ぐる禁斷宗教の大說敎者であると認めた。彼は只管自己の行動を隱蔽するに留意し、政治に就て書くことは殆んどなかつた。(6) 然し彼の影響は日を追ふて增大するに到つた。

ブォナロッチは巴里に於いて、最も信頼し得可き二人の同志 Charles Teste 及び Voyer d'Argenson を得た。テストは一八二四―三〇年既に la Petite Jacobinière と呼ぶ一文庫を管理し是を以て國民敎化の最善方法となし其普及に努力した。d'Argenson は七月革命直後に於いて、既に平民階級にして革命の利益を受けなければ其の革命は依然として徒勞であると宣言した。

一八三二年彼等を中心にブォナロッチの著書『所謂バブウフ陰謀』を敎材としてバブウフ主義の研究を始め、ブォナロッチ自ら熱心に其學說の解說を試みた。此講義には Andry de Puyraveau, Kersausie, Vignerte, Bornias, Berryer-Fontaine, Ballon, Mathieu, Lebon が出席した。(7) 此研究會では殊に財產問題が最も熱心に論議されたが、結局、ロベスピエエルが人權宣言草案の中心で與へた定義(8) に贊同することとなつた。(9)

ブォナロッチは又彼を訪問する靑年との談合に依てバブウフ主義の鼓吹に努めた。是等の訪問者の中にはブランキ、ルイ・ブラン、Trélat Raspail 等があつた。(10) 彼等は何れも後年共和的秘密結社の領袖となつた人々である。ブォナロッチと彼等との交遊が直ちに後者に對するバブウフ主義の影響を意味するものと解すべきでは勿論ないが、それがバブウフ主義の成長に或る種の寄與を持つものであるとは想像するに難くはない。

新興バブウフ主義の明かなる影響と見る可きものに先づ一八三一年に公にされた共和的秘密結社の一檄文を擧げる事が出來る。曰く『吾等は政治的變革よりも社會改造に重きを置く。政權の擴張、選擧法の改正、普通選擧は結構な物ではあるが、そは唯手段であつて目的では無い。吾等の目的とする所は社會の負擔及利益の均等なる分配にある、即ち平等世界の完全なる確立にある』と(11)

更に一八三三年二月半ブォナロッチの僚友 Charles Teste の述べる所は徹頭徹尾バブウフ的であり、明かにバブウフ主義の再生を語るものである。即ち曰く『平等よ來れ！九三年の立法者達は此大原則をば社會に適用せんと企てた唯一の人々である。哲學者達は此大原則をば自己の著書に陳述するに滿足を覺え、而して此原則たるや保障として社會條件の平等を與ふる事に依て政權の平等を準備する所のものである。斯くも華々しく且つ斯くも勇敢に着手せられた彼等（立法者）の事業を繼續することは彼等の子孫であり且つ彼等の相續人たる吾等の任務である。新組織の建設に必要なる材料を準備し、整理し、蒐集するのは吾等の任務である』と。(12)

更に謂へらく『余は餘力をは平等の行はるゝ此將來の都市計畫の研究に獻げんと欲する。余は今左の二個の原則に基く共和的憲法の草案を作成した。其原則とは

（一）國土內に包含せられ若くは社會の成員が外國に所有する一切の動不動產は國民に屬する、其分配は國民のみが決定する事が出來る。

（二）勞働は總ての强壯なる市民が社會に負ふ所の債務である。無爲は竊盜として且つ惡風習の涸

れざる源泉として處罰せらる可きである』(13)

是等の章句は『バブウフの敎義分析』(14)を髣髴せしむるもがある。

バブウフ主義が漸次に甦生の道を辿りつゝある事は是等の事實に依て優に其片鱗を窺ふ事が出來るが、新バブウフ主義者は尙其數少く、孤立的團體を形成するに過ぎず、秘密結社の重心は尙依然として共和主義であつた。

七月革命後大小幾多の共和的秘密結社が生れたが就中有力なものは先づ民友協會 La Société des Amis du Peuple、尋いで人權協會 La Société des droits de l'homme、であつた。バブウフ主義は是等と如何なる關係を有してゐたか、是等に如何なる影響を及ぼしたか。

(1) A. Ranç,—Gracchus Babeuf et la conjuration des égaux. Paris, 1869. p. X.
(2) Robiquet,—Buonarroti et la secte des égaux. Paris, 1910. p. 153.
(3) Robiquet, ibid., p. 160.
(4) Robiquet, ibid., p. 161.
(5) Robiquet, ibid., p. 161. Dommanget, Babeuf et la conjuration des égaux. p. 54.
(6) Robiquet, ibid., p. 187-188.
(7) Prudhommeaux,—L'Icarie et son fondateur Cabet. Paris, 1907. p. 16 et suiv. cité par Sencier, ibid., p. 45-46.
(8) 『財產とは各市民が法律に依て彼に保證せられた財貨の部分をば享得し且つ任意に處理する權利である』。
(9) Sencier, ibid., p. 46.
(10) Weill, —ibid., p. 35-36.
(11) Seignobos,—Histoire politique de l'Europe. p. 129 に引用せらる。山崎氏譯、歐洲現代政治史上卷、二五二頁、但し筆者の譯文は必ずしも山崎氏の譯文に忠實ならず。
(12) Bouton,—Profils révolutionnaires. p. 26. cité par Sencier ibid., p. 46-47.
(13) Charles Teste,—Projèt de Constitution républicaine et déclaration des principes fondamentaux de la société, procédés d'un exposé des motifs. Paris, 1833. Cité par Blanc, Histoire de dix ans, t. IV. p. 101-102.
(14) 拙稿『バブウフ說分析』三田學會雜誌第二十二卷六號、參照

五　民友協會 "La Société des Amis du Peuple"

(一)

七月革命に依て續生せる幾多の共和主義的結社の中で、就中最も有力にして且つ最も活動的なるものは玆に擧ぐる所の民友協會 "La Société des Amis du Peuple" である。而して是と共に共和黨進化の最も興味ある局面も亦展開せらるゝに至るのである。(1)

民友倶樂部の建設は一八三〇年七月の事變に溯る事が出來る。先づ民友協會建設の主要母體たる『眞理之友』に就て一言しなければならない。一八二〇年の彈壓に數名の指導者を奪はれ、辛じて露命を凌いでゐた『眞理之友』は七月革命後程無く、九月二十一日巴里に於て一見奇怪なる示威運動を行つた。其れは La Rochelle の四軍曹の追悼祭であつた。『眞理之友』結社員は先づ定例の會議場たる Grenelle-Saint-Honoré 街に集合して當日のプログラムを決議し、黨の徽章を佩用し、それより隊伍を組み、數流の黨旗を押立てて四軍曹の貴き殉敎者的血の流されたる Grève の刑場に赴い

た。時の『眞理之友』結社首領たりし Cahaigne は結社の位階服に身を固めて、此行列を一層莊重ならしめた。

Grève に到着するや協會は多數の群衆の中に圓陣を作つた。其處には當時の愛國者の大部分、物見高い巴里の彌次連が蝟集した。蓋し斯る光景は眞に稀有の事に屬する。舊カルボナリ黨員交〻立つて四軍曹の勇烈を稱し、政府の行動を痛罵した。(3) 中にも Buchez の講演は其一語一語孰れも感銘深きものであつた。儀式は莊重にして感動的であつた。

此追悼祭は『眞理之友』協會の臨終の床に咲いた最後の死花であつた。此追悼祭を最期として、爾來久しく僅に一縷の命脈を保つてゐた眞理の友協會は玆に腐木の如く倒れてしまつた。

新結社は眞理之友協會の神秘的形式を拋棄して呱々の聲を擧げた。何ぞや。民友協會 "La Société des Amis du Peuple" 即ち是である。

（二）

民友協會は其創設當初に於いては、吾人の推測するが如く、決して秘密結社では無く、寧ろ刑法第二九一條の認むる嚴格なる組織を有する公開的結社であつた。否、一八三〇年の共和主義者は其思想を公然說敎することと許りを考へてゐた位であつた。一八三〇年九月二十五日同協會が公開的會議を開催してゐたモンマルトル街のペリエ體育館が國民軍の襲擊を受けて以來、會議の公開を改めて閉鎖的、私的のものとしたがそれとても尙未だ決して秘密的のものではなかつた。(4) 加盟はカルボナリ黨に見るが如き神秘的形式に依る事無く、其入社許可は唯だ一片の身分證明書若くは愛國主義の宣言を必要とするのみであつた。玆に愛國主義なる言葉は徹頭徹尾、共和主義と言ふ意味許りのものではなかつた。彼等の中には暴力的襲擊に依て一擧に政府を葬らんと欲する者も決して尠くは無かつた。

協會幹部及び會員の大部分の明かに意圖せし所は共和主義革命の遂行であつた。其實現方法としては、先づ中央協會及公共的協會の設立、民主的書籍の廣汎なる編成、從屬的協會及孤立せる民主主義者に對して指導を與へ、共和黨の各分子を糾合し、又愛國者殊に知名、有能の士を加入せしめて彼等の人氣、若くは言葉を宣傳に利用する事、更に講演、著述の外總ゆる混亂の機會を捉へて人心を煽動し、政府を不安の狀態に陷入れ、連續的激動の後に機を見て政府の顚覆を圖らんとするに在る。此の永久的煽動の組織は彼等が異常の熱心を以て實行せし方法であつたが、此方法の外更に外國の反亂は自國に重大なる反響を齎らすのみならず又彼等の計畫を助成するものであるとの見地から、協會幹部は密使を近國に派遣して其地に於て反亂を起す可き指令を與へたのであつた。諸强國は是を常に警戒し又彼等の策動を屢〻未然に防衞する事が出來たが、弱國、殊に白耳義、波蘭は彼等の好餌となつてしまつた。前者は是れに依て圖らずも獨立を獲得し、後者は偶〻之れに依て其獨立を喪失するに到つた。(5)

協會の中心となつてゐる重なる人物を擧げれば、Cavaignac, Trélat, Raspail, Blanqui, Flocon 等を初めとして Thouret, Teste, Vignerte, Cahaigne, Bonnais Bergeron, Imbert, Fortoul, Delescluze, Avril 等であつて孰れも其殆んど大部分は何等の地位を有しない文筆を業とする青年であつた。(6)

（三）

次に民友協會の思想的根據は如何

同協會の建設が純平たる共和主義思想に負ふものである事は何等疑を容れない所であるが、(7) 協會の成長に伴ふて幾多の異分子を包藏するに至ると共に思想上に尠からざる變化を受けるに至つたのである。

協會の嚮導思想を窺ふには同協會發行の小冊子を繙く事が最も捷徑である。協會は編輯委員會を任命して、小冊子の出版に當らしめて、協會思想の普及宣傳に力めた。同委員會は小冊子の筆者及標題を選定し、自ら査閲批評の權利を留保した。小冊子は孰れも協會名 Société des Amis du Peuple の名を冠して發行せられ著者名は多くは唯だ其頭文字を止めるに過ぎなかつた。

"Lois ou religon naturelle" と題する論文に於いて著者は謂ふ、人間は自己の幸福を求める。此の場合、人間は自己の本性の不可抗的法則即ち自然法に服從する。『自由と平等の法則は其總ての勢力を人間の物理的並に道德的構造に仰ぐものであつて、一切の同意、約定とは何等の關係なきものである。』總ての人間は『自己の生存維持に必要なる地上の生産物を享得する權利を有する。此權利なるものは極めて緊急なる欲望から發生するものである。斯る緊急なる欲望は總ゆる特殊的權限を排除し、極端に至らば遂に軋轢を惹起するが此軋轢の源泉を絶つ方法は唯、社會の契約あるのみである』。要するに著者の自然法觀に依れば財産は決して自然權ではない。(8)

更に著者は語を次いで謂ふ、各人が他人と同樣の分前を有するとの保證なくんば何人と雖もよく自己の行動をして政治的意思に從はしめる事を肯ずるものは無いと。茲に社會民約論の著者ルウソオの影響を明かに認むる事が出來る。著者は此前提より語を結んで謂へらく、總ての人々は一樣に法律の制定及政權の運用に參加するの權利を有するものであると。是等の用語の中に普通選擧及び共和國の要求が暗默裡に吐露せられてゐるのを吾人は認め得る。共和國の要求に到つては協會の委員會が世人の批難に關聯して公表した信條宣言書の中に更に明瞭に表明せられてゐる。即ち同協會は新宣言書に於いて、特に『共和的君主政治』la "monarchie républicaine" を是認する事に依て公然王權と絶縁してゐる。協會は國民主權なる言葉が決して空語に墮する事なく、國民が理論上に於いて與へられたる最高意思をば現實に於て實行すべき事を要求してゐる。宣言書は更にモンテスキュウと共に各自の權能を委託すべき人々を選擧する國民を稱讃すべきものである旨を力說し、更に總ゆる利害が悉く代表せられ、總ゆる市民が、自由に選出せられたる自己の代表者を介して彼等を支配する法律の制度に參加するの憲法上の權利を有すべき事、更に一般國民が、各縣に於て共知事、市町村長、換言すれば總ての地方官吏を任命するため召集せらる可き事を要求してゐる。普通選擧なる文字は勿論使用せられてゐないが、一般投票の要求は是等の章句の中に明瞭に言明せられてゐる。(9)

上述の一般理論の外、協會は又個々の事件に關して小冊子を出版して協會の思想上の態度を闡明してゐる。一八三一年リヨン暴動に關して發行した一論文の中で、著者は、此暴動が決して政治的性質を有せざるを忻快とせるブルジョワジイを嘲笑し、之に反し協會は此暴動を以て社會に浸潤せる

不幸の部分的表現であると言ひ、更に『社會は自己の法則の作用に依て、當然分割せられて各人の分前となる可き富をば悉く一塊として小數の人々の手中に落込ましめた。或者は所有し、或者は隷屬するに甘んずるか若くば反抗するに至るものである。苦惱せる總ての人々の社會的地位を改善する方法、それは社會の殺人的組織を變更するに在る』吾人は決して『私人の慈善や富に溢れる人々の手から零れ落つる喜捨を以て共有効なる手段と認めてはならぬ』と論じ『勞働の利益は勞働者に再び還らなければならない。他人の道具となつてゐる人々が多ければ多い程、社會の法則は此目的に向て進まなければならない』と結んでゐる。勿論人間に依る人間の搾取といふ事迄は述べてはゐないが、併し其思想は決して是に遠くは無い。吾人は此點にサン・シモン派の影響の決して淺からざるを認める。

政治的並に社會的改革の問題と同樣に外交問題は又民友協會の重要課題に屬する。即ちそれは必然に政府の諸政策に對する完膚なき批評となつて現はれてゐる。“La Pologue est morte, á notre tour”と題する小册子中で、著者は七月政府が國王と結託して諸國民の獨立を阻止し、革命を殲滅するの約束の下に神聖同盟に加入し、諸外國の愛國者を斷罪した廉を以て、同政府を極力非難してゐる。政府の諸政策に對する批評は又協會を導いて議會の諸政策の批評をなさしめる。曩に“Aide-toi”結社は殆んど議會生活に沒頭し、會議の報告、投票、議員の行動に關する批評を出版した。而るに民友協會は議會の討議に差したる意義を認めなかつた。國會議員の怯懦なる反對、醜陋なる議會戰術是等は決して彼等を滿足せしめる事は出來なかつた。(10)

（四）

斯る根本思想を背景とせる民友協會の綱領は當時是と併存せる共和的結社“Aide-toi, le ciel t'aidera”の綱領に比して遙かに自由、且つ大膽であつた。その中には議員に對する賠償、司法官職制の改革、飮料稅の廢止、間接稅の改正、無料敎育、宗敎豫算の廢止等全く新奇の要求が含まれてゐた。然し其綱領の特徵と言ふ可きものは、同協會が斷乎として勞働者問題に手を染めた事であつた。

一八三〇年七月革命以前に於いて、勞働階級は全く其存在を認められなかつた。然かるに革命に逢ふやプロレタリヤは武器を取り、主都の警備に就き財產を保護し、盜賊を討伐し、殺人を防遏した。此のプロレタリヤの行動が一時世人を嘆賞せしめた。一詩人はプロレタリヤに“la saint populace et la saint canaille”なる賛辭を呈した。今や勞働階級の存在は明瞭に認識せらるゝに到つた。斯る時期に際會して、民友協會は其宣言書の中で、本協會の特殊目的は下層階級の道德的、肉體的狀態を改善するに在る旨を聲明し、更に是等の問題をば愼重に檢討し、其眞相をば研究する旨を約束したのであつた。是等の綱領を如何にして實現すべきか。平和的方法に依るべきか、暴力に愬ふべきか。初め民友協會の領袖は暫く合法的に行動する事、平和的宣傳に依る可しと考へた。平和的方法は當初は順調に運んだが間も無く行詰つた。暴力的方法がこれに代ることとなつた。(11)

（五）

民友協會の歷史は徹頭徹尾、陰謀と訴訟の記錄であると言ふ事が出來る。

創立以來同協會は陰謀の第一着步として一八三〇年九月末、國民議會の權能は果して合法的なり

や否やの質問をば公衆に提出する事によつて人心の惑亂を企圖した。此問題が提出せらるゝや果然三日にして人心はために高潮し、七月革命以來騷擾に慣れたる好戰家を痛く刺戟し、爲めに巴里は戰々兢々として不安に襲はれた。結局、代議士の代理權は既に消滅せる事、從て國民は宜しく其返還を要求すべき事、右趣旨の貼紙を巴里の城壁に貼付ける事、是等の事が決議せられた。協會は此貼紙の用語を直ちに裁決して其原稿を印刷所に送つた。然るに警察は此を探知し、是を禁すべき必要を認め、印刷所の門衛内に於て此貼紙を押收してしまつた。會長 Hubert、會計 Thierry、貼紙印刷人 David の三名は輕罪裁判所に護送せられた。Hubert, Thierry は共に三月の懲役に處せられ、印刷人は放免せられた。裁判所は同時に判決に依て同協會の解散を宣言した。

政府の此斷乎たる處置と解散命令とは民友協會をして新局面に向はしめた。從來公開的であつた同協會は爾來秘密結社に變つて仕舞つた。併し秘密結社と稱するも、カルボナリ黨に見る如き絶對神秘の狀態を意味するものでは無く、唯だ會員のみが集會に出席する事となり又其會員の召集も新聞や貼紙に依つて通知せざるに至つたに過ぎない。然らば解散命令發布後、同協會は果して消滅したかと言ふに決してそうでは無く、事實は寧ろ其反對である。同協會は解體する所か、日々却て其會員數を增し、且つ其宣傳を增大した。總ゆる問題を論ずる小册子は際限無く印刷せられ、又日程を傳ふる回狀は發行せられ、指令を發布し、更に會員を地方に求めた。佛蘭西殊に巴里に於ては協會の勢力は漸次表面より奧底に浸潤し、地下に生動し且つ坑道を穿つに到つた。(12)

議會及び政府をば正面の抗爭に依て倒壞する事が出來ない事を認めた民友協會は、何等か他の混亂の機を窺つてゐた。果然彼等が切望する動亂の口實は前大臣訴訟事件に依て與へられたのであつた。

一八三〇年十月十七日民友協會及び la Société de l'Ordre et du Progrès の會員の一團は Palais-Royal の廣場に進出し、國王居室の窓下に到るや大臣を殺せと叫號したが程無く國民軍のために一掃されてしまつた。

翌十八日、民友協會會員は又もや巴里の諸街に現はれ、市民を教唆してパレエ・ロワイヤルに集まれと命じた。次いでシャアル十世の諸大臣が繋がれて居る Vincennes に向ふ事となつた。それは同要塞に收監中の前大臣を引出して是を殺害するためであつた。Vincennes に着するや同要塞司令官 Dauménil 將軍と會見し、同將軍に對し收監中の前大臣の引渡しを求めたが、固より將軍は頑として應じなかつた。一隊は激昂の餘り同要塞を乘取らん計りの氣勢を示したが La Jambe de bois の忠言を容れて退却し、大臣を屠れの叫に市民を恐怖させ乍ら巴里に歸還したが、尙依然として騷擾を止めざるため國民軍のため鎭壓されてしまつた。(13)

再度の試圖に敗北した同協會は茲に一策を案じ、前大臣事件のために惹起せらる可き國民全般の激昂を有用に利用するの得策なる事に着目して、前大臣裁判開廷中に運動を起すに決した。

一八三〇年十二月十五日、シャアル十世諸閣僚の裁判は貴族院に於いて開始された。裁判の初日以來民友協會及び Sambuc の指揮する la Société de l'Ordre et du Progrès 並に其他結社會員は議院の周圍に蝟集した。是等會員を中心として、軈て群衆は異常の數に達した。叫喚怒號口々に大臣を

殺せと叫び、喧噪殆んど收拾すべからざるが如き有樣となつた。彼等は公判開廷の六日間、每日 Palais Médicis 前に殺到して裁判官を威かし、前大臣の死刑宣告を要求した。

討論終結し、判決言渡に先立つて、豫て法庭に用意された馬車は被告を乘せて大急ぎで Vincennes に護送した。次いで判決は大臣の死刑を要求する彼等の期待を裏切つて終身懲役を要求した。暴動の導火線は點ぜられた。暴動の機會を待つてゐた協會の幹部は武器を取れと叫んだ。

市街戰は到る處に演ぜられた。反徒の勢は決して侮り難いものであつた。國民軍所屬の砲兵隊は豫て民友協會の蠶食する所であり、協會の謀反に際しては援助を與へるとの默契が成つて居つた。協會は國民軍砲兵隊と相呼應して事成らんとしたが未然に發覺して遂に失敗してしまつた。

事件後 Cavaignac, Guinard, Trélat, Sambuc, Andry, Francfort, Penard, Rouhier, Pécheux d'Herbinville, Chaparra, Gour din, Guilley, Chauvin, Lebastard, Garnier, Dau'on, Lenoble, Pointis は騷擾主犯者として告訴された。

裁判は一八三一年四月上旬より重罪裁判所に於て行はれた。此裁判は社會の留目の中心となり、共和黨内には一大波瀾を惹起し又共和黨が其平生敵視せる裁判官の面前に於いて其懷抱せる共和思想を最も大膽に且つ明白に言明せし最初の機會であつた。而して初めて共和黨の旆を大膽に飜へす名譽を擔つた者は Godefroy Covaignac であつた。

カヹイニャックは驚く可き勇氣を以て共和主義の理論を裁判官の面前に於いて解明した。彼の態度と言ひ共用語と言ひ、到底侵す事の出來ない莊重と威嚴を備へてゐた。彼は謂つた、『余の父は國民公會の中に在つて、當時勝ち誇れる歐羅巴の面前に於て共和國を宣言した人士中の一人である。彼は武力を以て是を擁護した。彼が追放の十二年の後客死したのは其のためであつた。王政復古さへも彼が盡した革命の果實を佛蘭西に保存するの止む無きに到つてゐるのに、又共和國が生んだ人々に優遇の限りを盡してゐるのに、余の父及其同志のみは獨り、他の多くの人々が裏切つた大なる目的のために苦んだ。彼等の青春が斯く大膽に擁護した共和黨に、今や老朽となれる彼等晩年最後の名譽あれ。諸君、此目的は、其故に子としての余の總ゆる感情と關聯する。此目的が抱く諸原理は余の繼承物である。研究は余の政治思想に本來附與せられてゐる斯る方向を强からしめた。他の多くの人々が禁じてゐる一つの言葉を發言する機會の遂に余に對して與へられた今日、余は是を何等の誇飾も何等の恐怖も無く、衷心より且つ確信より宣言する、余は共和主義者であると』(13)。

崇高なる此序言に次いで、更に共和黨に向けられたる總ゆる非難攻擊を縷々として駁したる後、最後に語を結んで謂ふ、

『革命、それは全國民であつて、是を搾取する人々では無い。それは諸國民の擁護者に依て彼に委託されたかの解放の使命を果す吾が祖國である。それは諸國民に對して其義務を履行した全佛蘭西である。諸君、吾等のために吾等は國家に對して吾等の義務を果した。そして佛蘭西は常に彼が吾等を必要とする事を發見するであらう。彼が何を吾等に要求することあるも、彼はそれを得るであらう』(15)と

聽衆は此最後の言葉に對して萬雷の拍手を浴せた。

被告は、豫期の如く無罪の宣告を受けた。共和黨は一齊に凱歌を奏した。併し共和黨は斯くの如く訴訟に勝つたが、それは彼等が企圖する事業の一部に過ぎなかつた。彼等が法廷に於て陳述した共和主義の原理の中に於ては唯純乎たる政治的國民的問題に觸れたに過ぎず、未だかの恐しき、深遠なる言葉プロレタリヤの問題には毫末も言及する所無かつた。[16]

（六）

一八三二年の初、民友協會は全共和黨の牛耳を握るに到つた。當時尚 O'Reilly の率ゆる "les réclamauts de Juillet," Thielmaus の指揮する la Société Gauloise 其他各種名稱の團體が存在してゐたが、民友協會は其中に在つて暫然優越なる地位を保持してゐた。

Casimir Perrier の政權に就くや是等共和主義結社に對して峻嚴なる取締政策を以て臨んだ。是がため民友協會も亦從來の態度を變化するの必要を認め、最早公然と活動を行ふ事を止めた。併し其活動は唯表面に現はれざるのみで依然熱心に繼續されてゐた。講演、雜誌、新聞及び小冊に依て宣傳に力めた。殊に小冊子に依る宣傳は彼等が最も熱心に力めし所であつた。解散命令を受けて以來秘密結社に化したとは言へ、かのカルボナリ黨の如き組織及規律を持つては居なかつた。會議の議事が公表せられたるを見れば、會議の如きも絕對に秘密では無く、或程度迄尚依然公開的のものであつたと考へる事が出來る、又當時の裁判官の忌諱に觸れざるため委員會の如きは常に道德的宣傳のみを表白し、各支部の如きも二十名以上の集會を行ふ事を愼んだ。

一八三二年一月初、巴里は又もや無氣味な不安に襲はれた。ノオトルダムの陰謀即ち是である。

一月四日、午後三時ノオトルダム寺院の釣鐘が突如、けたたましく鳴響いて巴里市民を聳動させた。寺塔の監守は不審の餘、階段に突進した。然るに彼が第一廻廊の上に出づるや否や果然、騷音を耳にし、續いて短銃の音を聞いた。監守は直ちに此旨を當局に報じた。間も無く兵士が馳付けた。同時に豫て此事あるを探知せる警視總監の命令で、多數の警官が急遽寺院に至り、寺塔に進入し、探索の結果、六名の犯人を逮捕した。孰れも若く、卑賤の生れであつた。犯人の内 Migne と稱する一名は未だ少年であつた。彼は慟哭して、自己の無罪を哀願し、總てを自白する旨を約した。彼等は北側の塔に放火した。火は既に高く燃上つてゐた。Migne の自白に依て共謀者が七名である事が判明したので殘る一名の捜査に努めた結果、三時間後には彼を逮捕する事が出來た。其名は Considère と稱して此陰謀の主魁者であつた。[17]

Considère は實に此事件の主謀者であり且つ中心人物であつた。彼も亦其共犯者と同じく、激越にして狂暴の青年であつた。彼の職業を質した裁判官に對して、彼は職業は謀反人であると答へた。[18]

此ノオトルダムの陰謀の目的は、鐘を打鳴して、巴里に瀰漫する不平民の各團體に對して暴動の合圖を與へることであつた。[19] 併し乍ら此陰謀は亦民友協會に於ける Cavaignac, Guinard, Blanqui, Raspail, Trélat, Thouret 等の幹部の意圖に出でたもので無く、Considère, Pelvillain, Chancel 等の幹部の任意的企圖にすぎなかつた。

ノオトルダム陰謀の訴訟は一八三二年一月十、十一、十二日の三日間に亘つてセイヌ重罪裁判所に於て審議せられた。法廷には民友協會の主腦 Raspail, Gervais de Caen, Blanqui, Thouret, Hébert,

Trélat, Bonnias, Rillieux, Plagnol が本事件の連累者として出願し、同協會の發行せる各種出版物に就て說明した。

Raspail は謂ふ『吾々は是を實施する事に依つて、最早佛蘭西に唯一人の不幸なる人も存在せざるに到るが如き制度を必要とする』と。Trélat も亦略〻同樣の事を述べて謂ふ『要は Mont-Aventin の問題である。即ちプレビエに對するパトリチエの問題である、換言すれば平民に對する貴族の問題である。それは二千年前哲人イエスをして磔刑死しめたる問題である』と[2]

彼等が陳述せる所は唯單に共和國は君主國に優れるや否やの問題でなく、實に社會問題であつた。特筆すべきものは Auguste Blanqui の陳述である。蓋し彼の陳述は啻に彼自身の思想上のみならず又彼が屬する民友協會の思想上に於ける轉向を暗示するものであるからである。

裁判長（被告に對して）—汝の姓名、年齡、出生地及住所は如何

ブランキ—ルイ・オオギュスト・ブランキ、二十六歲、ニイスに生る。住所巴里、Saint-Antoiné フォブルグ、Montreuil 街九十六號

裁判長—汝の職業は如何

ブランキ—プロレタリヤ

裁判長—それは職業ではない

ブランキ—何ですと、それは職業ではないんだとお仰るのですか。それは自己の勞働で生活し而して政權を奪はれてゐる三千萬の佛蘭人の職業であります』と[21]

ブランキは次いで富者と貧者との社會的對立を述べる。此部分は殊に異色ある點である『然りこれ富者と貧者との鬪爭である。富者は攻擊者なるが故に鬪爭を好んだのである。唯併し彼等は貧者が抵抗する事を惡と考へてゐる。……人々はプロレタリヤをば、常に財產に飛びかゝらんと用意してゐる盜賊であると非難する事を止めない。何故であるか。蓋しプロレタリヤが特權者のために苛歛誅求せらるゝのを歎息せるが故である。プロレタリヤの汗苦で裕かに生活せる特權者、彼等こそは貪慾な貧民の掠奪に嚇かされてゐる法律上の所有者である。冷血漢が犧牲者を裝ふ事は決して今に始まるものでは無い。然らば幾多の呪詛と刑罰とに値ひする是等の盜賊とは何物であるか。國庫に十五億の金即ち特權者と略〻同額を支拂へる三千萬の佛蘭人である。而も社會の力で保護せられてゐる所有者は二三十萬である。彼等は盜賊に依て支拂はれた數億の金を安々と食盡してゐるものである。是が即ち封建的諸侯と彼等が公然大道で掠奪した商人との鬪爭が新なる形態を採つたものと思はれる』と[22]

階級鬪爭の觀念は既に鮮明にブランキに依て描き出されてゐる。彼は富裕なる特權者に挑戰した後、代議政體の攻擊に移る。謂へらく『Paul Caurier 氏は代議的鍋、即ち或る有閑者の凾に不斷流込む數百萬の金を吸上るために人民と稱する素材を壓搾するこの吸上並に壓搾ポンプを不朽のものと考へた。これは二千五百萬の農民と五百萬の勞働者とを一人づゝ粉碎して彼等の血液の最も純潔なる血を搾取して是をば特權者の血管の中に移入する殘忍なる機械である』[23] と

彼は代議政體を以て支配階級がプロレタリヤを搾取する單なる要具であると看做してゐる。バブ

ウヴィズムの思想は靜かに潛入しつゝある。而らばブランキはプロレタリヤのために如何なる改革を提議せんとするか。ブランキはプロレタリヤの解放をば有産階級の溫情に訴ふるが如き姑息手段を排して、プロレタリヤ自身の努力に期待してゐる。謂へらく

『人民は最早乞食するのでは無いと言ふ事を充分知つて欲しい。彼等を悦ばせるために豪奢なるテエブルから食殘を落してやる事は最早問題では無い。國民は施物を要求しない。國民が幸福を求める道は國民自身からである。國民は彼を支配する法律を制定する事を要求して居り又將來是を作るであらう。その時に至れば是等の法律は最早彼の意思に反して造られる事は無いであらう。是等の法律は彼のために造られるであらう、何故と言ふにそれは彼に依て作られるであらうから。吾々は出來心から出たとしか思はれない或施與をば强ゆる權利を何人にも認めない。吾々は三千三百萬の佛蘭西人が自己の政府形態を選擇し、普通選擧に依て、法律を制定すべき使命を有する代表者を任命せん事を要求する。此改革にして成就せらるれば、富者のために貧者を剝奪せる租稅は忽ち廢止せられ、是と反對の基礎の上に建てられた他の制度が是に代ることにならう。宜しく租稅は、富者に與へるために苦しめるプロレタリヤより徵收する事を止めて、有閑者の餘剩を取揚げて、是をば金錢の欠乏のために活動出來なくなつた多數の貧窮なる人々の間に分配すべきであらう。生產の根源を肥沃ならしめるために不生產的消費を排し、公共信用の廢止を漸次緩和し、血膿の出る樣な支拂の苦痛を次第に和げる事、最後に取引所の悲むべき姦計に代ふるに活動的の人々が幸運の要素を見出すべき國民銀行の制度を設くる事。そうなれば、唯そうなりさへすれば租稅は善事となるであらう。

吾々が共和國を欲して、其以外のものを欲しない所以は玆に在る』[24]と。

吾人がブランキの陳述の煩勞を厭はず引用したのは、これが彼の最初の社會主義宣言であるからである。彼の社會主義觀の完成は未だ尙ほ後年の發展を俟たなければならない。併し乍ら其萠芽は既に玆に藏せられてゐると考へられる。

吾人はこのブランキの所謂社會主義宣言の中にバブウフ主義の生新なる影響を認むるものである。彼の宣言は Tribun du Peuple や le Manifeste des Égaux に於けるバブウフの所言を想起せしむる。バブウフは『護民官』の中で言つてゐる、『この平民と貴族、若くは貧者と富者との鬪爭なるものは啻に此鬪爭が宣言された瞬間より存在せる許りでは無く、それは永遠のものである。それは或者が總ての物を取り、他の者には何物をも殘されてゐないと言ふやうな制度が發生して以來始まつたものである』と言ひ又『平等者宣言』に於て『久しきに亘つて百萬足らずの人々は二千萬を越ゆる其同僚の所有物をば自由にしてゐる。吾々の子孫が信ずる事を好まないかゝる破廉恥行爲は結局廢し度いものである。要するに富者と貧者、强者と弱者、主人と下僕、支配者と被支配者の堪へ難い區別を廢せよ』と言てゐる。[25] 是等の語調と前記ブランキの陳述を照合すれば、兩者の間に用語の部分的異同は姑く措き、其根本精神に於て一脈靈犀相通ずるものある事は何人も否定し得ない所であらう。而して此事實は決して根據無き落想では無い。蓋し Buonarroti の Conspiration pour l'Égalité, dite de Babeuf は既に一八二八年ブラッセルに出版せられ二年後即ち一八三〇年巴里に出版せられてゐる。

ブオナロッチに依てフランス大革命の最後を彩るバブウフ陰謀の秘史は仔細に闡明された。此書がフランス社會思想に及ぼした影響に就ては姑く論ぜずとするも、ブランキが此書を貪讀し、バブウフ主義の消息を把握し得た事は推測するに難くは無い。加之、ブランキがブオナロッチの佛國入來當初屢ゝ彼を訪問した事は前記せし通りである。勿論代議政體に對する批評の如き Tchernoff の所説の如く全くサン・シモン思想に負ふものであるかも知らぬが、(26) 彼が陳述の根本的基調が著しくバブウフ主義に傾いてゐる事は否認出來ない。吾人はブランキが既に全くバブウフ影響下にあると言ふものでは無い、唯何人の影響よりも彼の影響が最も著しいと考へるのみである。聊か過言の嫌はあるが『ブランキは唯、九十三年時代の平等主義者の模倣者にすぎなかつた』(27) と言ふ Hodde の言は決して根據なき獨斷では無いと思ふ。

（六）

一八三二年六月五日、共和黨の名士 Lamarque 將軍の葬儀は又々結社員に暴動の好機を提供した。同將軍の死去に次いで葬儀の日取五日と決定さるゝや、其前日即ち六月四日民友協會の委員會は各結社領袖の參集を乞ふて、ラマルク將軍の葬儀當日を期して暴動を起す事を決議すると共に當日に於ける各結社の部署を決定した。

豫定の如く、ラマルク將軍の葬儀行進中一齊に騷擾の幕は切つて落された。葬列は遽に暴動と變じてしまつた。政府は此事あるを潛かに探知し約二萬四千の軍隊を準備し更に結社其物に對しても密偵を潛入せしめて是に備ふる所あつた。暴動は猖獗を極めたが、味方に於ける統率の缺如と、七月革命以來頻發する暴動に困憊し嫌厭せる國民の公然たる敵愾心に氣勢をそがれ翌六日に亘る暴動も政府のために悉く鎭定されてしまつた。

此暴動の數週間後その餘波と見るべき騷擾が七月革命の第二週年祭に Arcole 橋畔で勃發した。勿論大事に至らずして難無く鎭定に歸した。

この Arcole 橋畔の騷擾は一八三〇年七月革命以來續發した重大なる暴動の最後のものであると言ふ事が出來る。勿論爾來騷擾は悉く影を潛めてしまつたのでは無いが、尠くとも、暫く巴里に休息を與へた。斯く共和黨の無力に依て平和が巴里に歸るや間も無く、暴動に代る他の陰謀行爲が再始せられた。正面より堂々と戰ふ能力無きを自覺した結社は、暗殺に其代償を求むるに到つたのである。彼等の恐嚇は爾來十六年間國王及その一統を追及した。

第一回の暗殺は一八三二年十一月十九日の Coup de Pistolet 事件として知られてゐる所のもので四名の共和黨員 Bergeron, Benoît, Girou, Billard が共謀して同日開院式に臨むべくチウレリイ王宮を出た國王を狙撃した事件であつた。

其後、民友協會は殆んど昔日の覇氣を失ひ漸次衰褪の道を急いだ。而して環境の變遷に對して同協會が彈力ある適應性を發揮せざる限り、此狂瀾を既倒に返す事は到底望難い事であつた。即ち思想的轉向に基く協會內部の不統一、これが協會衰微の根本原因であつた。而してバブウフ主義の侵入は慥に此勢を助成するものであつた事は明白である。一八三二年の末、同協會委員會の最進步的分子 Blanqui, Lebon, Vignerte は斷乎として自ら Raspail の代表する穩和主義の敵なる旨を宣言し

でバブウフ主義の影響を取入れてゐる。勿論同協會がバブウフの共産主義計畫を踏襲する意圖は尙全く無かつたけれども尠くとも d'Alton-Schée の言ふが如く、バブウフ的用語を使用するに到つた事は爭へない。(28)

民友協會は一八三四年の法律發布に至る頃迄唯僅に露命を保持してゐた。人權協會の勃興と共に共和黨の重心も漸次此協會のために奪はれてしまつた。

(1) Tchernoff, ibid., p. 237-238.
(2) Hodde, ibid., p. 33-34.
(3) Hodde, ibid., p. 34 Blanc, ibid., p. II. 326.
(4) Weill, ibid., p. 61.
(5) Hodde, ibid., p. 37-38.
(6) ibid., 35-36.
(7) Hodde, ibid , p. 34-35.
(8) Tchernoff, ibid., p. 263-264.
(9) Tchernoff, ibid., p. 264-265.
(10) Tchernoff, ibid., p. 265-266.
(11) Weill, ibid., p. 31-32.
(12) Hodde, ibid., p.39-41.
(13) Hodde, ibid., p. 41-42.
(14) Blanc, ibid., T. II. p 334-335.
(15) Blanc, T. II. ibid., p. 336.
(16) Blanc, ibid., II. p. 337.
(17) Blanc, T. III. p. 147-148. Hodde, ibid., 65-66.
(18) Hodde, ibid., p. 67.
(19) Blanc, ibid., III. p. 148.
(20) Alexandre Zévaès,—Auguste Blanqui, patriote et socialiste français. Paris, 1920. p. 20.
(21) Zévaès, ibid., p. 20-21.
(22) Zévaès,ibid., p. 22.
(23) Zévaès, ibid., p. 22.
(24) Zévaès, ibid., p. 23.
(25) Zévaès, ibid., p. 24-25.
(26) Tchernoff, ibid., p. 101. 349.
(27) Hodde, ibid., p. 68 69.
(28) Sencir, ibid., p. 44-45.

六　人權協會 La Société des Droits de l'homme

(一)

"La Société des Droits de l'homme" は既に一八三一年以來、一獨立部隊の狀態に於いて、民友協會と相並んで存在してゐた。初め民友協會のために壓倒されてゐたが、漸次地歩を獲得して是に代り殊に一八三二年六月五、六日事件以來共和黨の中心勢力となつた。即ち一八三二年の終頃より

共和黨の最も有能分子は、價値なき陰謀遊戲の非を悟り、其渦中に引連られる事に慊らず、相率ひて人權協會の指導的地位に立つこととなつた。曩に民友協會の領袖であつた Raspail, Trélat, Cavaignac, d'Argenson 孰れも人權協會に移つた。次いで Pierre Leroux, Reynaud 是に加はり更に人權協會の最進步分子を代表すべき Lebon, Vignerte, Lagrange, Caussidère. Kersausie, Dufraisse, Mathieu d'Espinal 等が加入するに到つて同協會の勢力は牢乎として、共和黨の歸趨を左右するに到つた。就中特筆すべきは此新結社の結成分子が大部分學徒及勞働者より成つてゐた事であつた。(1)

人權協會の組織編制は次の如くであつた。最高指導部として中央委員會があり Directeur と稱する十一名の委員是を組織す。

其下に十二名の郡區委員 Commissair d'arrondissement があり各委員孰れも一郡を統率す。

更に四十八名の市區委員 commissaire de quartier ありて、各市區を指揮し、郡區委員に服屬す。

市區委員の下に各班長 chef de section 副班長 sous-chef de section 及伍長 quinturion 次いで班員 sectionnaire がある。

中央委員は絕對多數制に依て是を選出し、三ヶ月每に其三分一を改選す。各委員の席次は故參順位とし、再選を妨げない。

協會は其構成細胞たる班 Section に分る、各班は尠きは十名、多きは二十名の班員より成り、各々特異の班名を有し、各一名の班長副長、及び三名の伍長の指揮を仰ぐ。各役員は總て班の絕對多數に依て選出される。各班定員を二十名以下に制限し、各班夫々名稱を殊にするは孰れも當時の法律の規定する條項に抵觸せざるための用意に出でたものである。

各班の職務は普通次の如き順序で行はれる。先づ班員の氏名點乎を行つた後、班員候補者の入會式に移り、其れより新候補者の物色、詮議、推薦を行ふ。新候補者の排斥は二票に依て是を行ふ事が出來る。協會は新候補者に對して協會の規約と權利宣言書を讀み聞かせる。班員相互に明白な同意を得る事が班員加入の先決條件であつた。かくして一度入班許可となれば、直に宣言書と規約の配布を受ける。時折、班員の集會を催し、或は理論上の問題に關し、或は實際問題に關して隔意無き討論を行ひ、殊に勞働者のためには舞踏會を開く。新班の行動方法の基準としては、有力なる故參班員の感化訓練に俟つ事は勿論であるが其最有効の方法としては書籍の出版、並に共和思想に好都合なる新聞雜誌の頒布即ち是である。(2)

創立當初中央委員の觀觸は Cavaignac を初めとして Audry de Puyraveau, Voyer-d'Argenson, Kersausie, Guinard, Lebon, Berryer-Fontaine, Vignerte, Desjardin Titot, Beaumont の十一名であつた。孰れも或者は高い社會的地位を有し、或者は學識豐かに識見凡ならざる是等委員の指導機宜を得て、人權協會は長足の發展を遂げ、其勢力は恐る可きものとなつた。當時、陰謀を看破し、直ちに是を彈壓するに高名あつた警察當局の二人役者 Gisquet 及 Carlier は增大し行く人權協會の勢力を探知して、其撲滅を圖らんとせしに不拘、人權協會員に觸法の點無しと認めた司法當局の報告に逢ひ、警察當局は徒に人權協會の發展を袖手傍觀する外は無かつた。警察の此寬容に乘じて、協會の勢力は頓に增大し、新班は日々形成せられ、三ヶ月にして其勢力は眞に脅威すべきものとなつた。

當時人權協會員の性質は非常に高尙なる事が認めらるゝに到り、新聞雜誌に投稿する共和黨員の如きは安んじて其署名の下に結社名を附したと言はれてゐる。[3]

人權協會をして斯く長足の發展を遂げしめた其原因としては就中、其の周到にして且つ巧妙なる運動方法を擧げなければならない。

其運動方法の第一着歩として、多數の協會配屬委員會の存在せる地方に一層、其活動を徹底化する事。次ぎに殊に勞働階級の間に宣傳して、彼の中に加入者を求める事即是である。

地方に於ける運動徹底化の方法としては曩に "Aide-toi" 及 "Association pour la liberté de la presse" 等の結社が地方開拓のため中央委員會と地方委員會との間に永久的關係を確立せんと企圖した故智に倣ひ、人權協會は更に是を改善し、完成した。即ち人權協會の中央委員會は屢〻回狀の中で地方通信員に對し、中央委員會と地方委員會との通信缺如より生ずる由々しき缺陷を飽くまで指摘し、此缺陷を充たす方法として廣汎なる通信網を敷設し、全國に亙つて是を延長する事を說いてゐる。中央委員會は又其一助として共和思想に共鳴する地方新聞雜誌とも連絡を取り、總ての會員に對して宣傳向の小冊子を送達するに努めたのである。

次ぎに協會は其運動の目標を勞働階級に置いた。回狀の中で謂ふ『諸君は是等の出版物をば諸君の周圍に於て、可及的に且つ主として勞働階級の間に頒布しなければならない。彼等勞働階級は他の總ての階級に比して遙かに純心であり且つ献身的であり、而も又他の總ての階級以上に敎育と文化とを必要とせるものである』と。[4]

斯る運動方法は果然奏功して、同協會をして異常の發達を遂げしめ、一八三三年には約五千名の會員を擁するに至つた。[5] 併し乍ら茲に注意すべき事は是等の會員が必ずしも同一感情に支配されては居なかつた事である。

吾人は曩に、各班が法網を潜るため或は官憲の判斷を誤らしめる目的で夫々相異れる名稱を有する旨を述べて置いた。併し吾人の觀る所に依れば、此名稱の千差萬別は必ずしも右の趣旨のみに由來するもので無く、各班が夫々遵奉する思想傾向の片鱗を暗示するものでは無いかと思ふ。換言すれば各班名は、多かれ、少かれ、其實を示すものでは無いかと信ずる。其名稱の著しいものを擧げれば "Liberté de la Presse," "Liberté" "Washington," "Propaganda," "Souveraneté du Peuple," "Democratie," "Mirabeau," "Marat," "Montagne," "Robespierre," "Saint-Just," "Pouvoir révolutionnaire," "Organisation du Travail," Jacobins" 又暗にバブウフ主義への歸依を示す "Babeuf" "Buonarotti," "Tiberius Gracchus" 等があり、戰ひの眞實なる叫より生れた "Mort aux tyrans," "Insurrection de Lyon," "Louvel," "Vengeur," 最後に宗敎的、道德的感情の表徵とも見るべき "Amis de la Vertu," "Catow," "Stoicisme," "Egalité," "Fraternité" 等の名稱が見へる。[6]

班名の相違は各遵奉思想の異同を潜かに物語つて居るのは興趣尠しとしない。之に依て觀れば協會は既に最初より抱擁し得ざる若くは抱擁すべからざりし異分子を抱擁してゐた。初め思想上の相異が縱令大幹に觸れず、唯枝葉末節の小異に止まつて居るとしても、枝葉は成長して、根幹を動搖せしむるに到る。一見堅牢不拔の觀ありし人權協會の後年に於ける動搖の萠芽は夙に其當初に於て

胚胎せられて居たのであつた。

（二）

人權協會の理想は其母體たる民友協會のそれと大體同巧異曲であるが、唯だ重要なる差違と看做すべき事は、前者が後者に比して遙かに鮮明に且つ確實に其目標を把握せる點である。此點は明かに共和黨の飛躍的進步と稱しなければならない。ロオレンツ・フォン・シュタインも謂つてゐる『この新結社は從來の諸結社と本質的に一點に於て區別せらるゝ。新結社は其運動のために決定的目標を提示せんと欲した最初の結社である』との　人權協會に於いて社會理想は漸く具體的となり且つ初めて簡潔なる綱領の形式を採るに到つた。

人權協會の綱領は共和黨の間に於いて既に承認せられ、行はれてゐる所の中心思想を要約した中央委員會起草の綱領と一七九三年にロベスピエエルが國民公會に提出したかの有名なる人權宣言書から成立つてゐる。

中央委員會起草の綱領を要約すれば次の如くである。

『中央權力は選擧に依り、有期であり、責任を負ふべき事、其行動は制限せらる可きではあるが、併し其行動の統一に依つて、自己の使命を完就するに必要なる權力、保護、統一の一切の手段を有すべき事。

『國民議會は全市民に依て選擧せられ、かくして總ゆる正當の利益を代表すべきであり、決して偏異且利己的の主張のために全體の利益を犧牲に供すべからざる事。

地方自治體の組織は政府委員に其決議及び權能を監視せしめ以て自治體の自由と政府の統一とを調和せしむべき事。

『國民軍は全國民を包含し、且つ同時に訓練あり敎育ある軍隊を供給するに必要なる諸條件に精兵を保持し以て、國民軍を生產に無益のものたらしめず、又公共的自由に盡粹せしめ、且つ何等か特別の變更ある場合の外、國民共通の權利即ち選擧に依て是を組織すべき事。

社會敎育は進步に順應する思想を所有するやう青年を準備しなければならない。そのためには國民に對して、迷信、獨占、等を除去すべき道德的職務を行ふべき小學敎員の職能を特に重要視しなければならない。

財政制度は貧困者の減税に止まるべきでは無く、勞働者を救濟し、夫れに資金の援助を與へるに要する財源を豫算案に認めなければならない。

司法制度に於いては、廣汎なる基礎の上に徵集せられた陪審官の制度を一般化し、法典の修正並に單純化を行ひ、治安裁判官に對して一層擴大なる權限を附與しなければならない。

產業的職能の設定は、勞働階級の解放を促し且つ、社會的利害關係の發展に社會的勢力及び社會的才智を參加せしむべき最善の分業及び生產物の最善の分配を實現するため貢献する所無ければならぬ。

孤立の不幸なる影響に代ふるに個人的自由の結合を以てするため組合の開發に力めなければならない。

常設調査會議並常設改善會議は國民の承認を傷けざる限り公共的機關の改善を準備しなければならない。

綱領は最後に『歐羅巴諸國民の間に國民主權、相互の保證、商業の絕對的自由並に完全なる對等關係に基く聯邦の構成に力むべき事を』要求してゐる。(8)

協會は後に至つて、更に一七九三年ロベスピエエルが國民公會に提出した人權宣言を綱領として追補した。蓋し其意志は協會內部に於ける思想的內紛を緩和し併せて其統一を齎らすためであつた。然らば斯ゝる目的のため就中此人權宣言が採擇されたのは果して如何なる理由に基くもの で あるか。中央委員會自ら是を說明して曰く、

『此宣言書の中には總ての事が充分表明せられてゐる、權利、義務、方策、保證等、總ゆる社會及總ゆる文明の目的、總ての人間の幸福並に生存。保護、自由、進步、平等、連帶、人間並に國民相互間の友愛、法律上及道德上規定せられ且つ有效に保證された各人の權利保全、自由、財產。國民の主權、普通選擧、總ての特權の廢止、全權力の選擧並に責任、法律及是を行ふ上司への宗敎的服從、壓迫に對する抵抗、結社權、請願權、出版其他の方法に依る意見の自由發表權、累進稅、全市民の普通敎育等總ての事物が充分に言明せられてゐる』(9)

是等の綱領が一度公表せらるゝや、其感情に於いて縱令相異こそあれ、孰れも均しく熱狂的に歡迎せられた。人權協會殆んど總ての重要都市、巴里の殆んど總ての街よりは加盟の通知を受けた。併し乍ら一方に於いて宮廷の著作者、ブルジワジョイの出版者は此宣言書に對して極力呪詛と罵詈とを放つた。

（三）

以上に依つて綱領の大要は盡されるが、更に同協會の思想傾向の詳細は民友協會の場合と均しく人權協會の名に於いて出版された宣傳小册子に是を求めなければならぬ。

是等小册子の基調が上述綱領に於いて表明せられたる原理である事は勿論言ふを俟たないのであるが玆には更に共和的信條を丹精して、是を哲學的に基礎ずけんとする努力を隨所に看取する事が出來る。例之、自然法、自然的宗敎、自然的眞理等の言辭が頻りに用ひられてゐるのを認める。

一八三三年發行の De l'Égalité と題する無名の小册子は謂ふ

『總て善良なる政治組織は總ての人間は平等なりと言ふ此根本原則の上に建てられる。

此原則こそ、決して白晝を畏れず、吾人の大膽に主張し得る所のものである。蓋し此原則は自然的眞理の象徵であるからである。此原則を確立するためには精神の大いなる努力も、思想の長い連鎖をも必要としない、この原則は人類の心靈の中に發芽せるものである。….罪惡のため腐敗し、傷けられた心に於ては、この觀念は自ら變化するが併し全然消滅するものでは無い。最も傲漫な暴君の心の中でも、幾多なりとも自然の聲をきく事が出來る。

『生れ乍らにして總て人は其生命保存に資する地上の財貨に對して分前を有つものである。更に各人は自己の物理的並に道德的生存を發達せしめ且つ總ゆる意味に於て此を伸張せしむる權利を自己に保有するものである。斯ゝる條件に於て始めて人生は幸福である。

『この共通の幸福を空語に終らしめ』ざるには國家が『總ての市民に對して同樣の自由、同一の安全、同一の保護、同一の幸福を制定する事が』必要である。

『國家は其成員に對して、組合の本質上、總ての彼等の支配府である。所有者の平和なる享樂を保護するものは國家である。……其故に各所有者は、適切に言へば、彼の監督に委せられた國民財産の一部分の保管者にすぎない。自己の所有を全體の利益のために利用する事は眞正の職能である。彼の受取る所得の中から其生活に必要なるものを取るの自由を彼に與へ其剩餘を國家が處理するの權利を留保する。併し現實の狀態に於て斯る餘剩を取る方法は何であらうか。吾々は累進稅禁奢法、貧困者を專ら苦しめる貢納の廢止並に同樣の原則に關連せる他の諸方策に依て是を行ふ事が出來るであらう。』(11)

De l'Egalite は當時人權協會の一會員であり、後年 Voyage en Icarie の著を以て有名となつた Etienne Cabet の筆に成るものである。彼は共和思想より出發して是と全く異れる見解即ち共産主義に到達した。彼は人權協會の名に於て出版された匿名の前記小册子の中に於いて、旣に鮮明に後年に見るが如き共産主義思想を吐露してゐる。

彼に依れば社會的平等は社會の利益及負擔を其各成員に平等に分割する事に存する。各人は共有財産の實現に努力するものであるが故に此共有財産は是を確立する事に協力する總ての人々に眞に利益を齎らさなければならない。

普通選擧は自由國家に於てのみ行はれる平等の結果として現はれる。蓋し國民が自ら其法律を作る處に於ては、總意が支配する。カベエに依れば『此總意は直接平等に導く、何となれば各人は自己のために投票する事に依て又總てのもののため投票するからである。』カベエは共體系の基礎となれる道德的思想を述べたる後、普通選擧の特長を說いて謂ふ『普通選擧は有德なる人々を權力の地位に就かしむる。而して德とは個別的意思と總意との完全なる合致に外ならない』と。此點に於いてカベエの思想はバブウフ主義及び共和黨の間に瀰漫せる平等思想と相通ずるものである。(12)

次ぎに Du Gouvernement と題する同じく同協會の小册子に於いて、著者は法律制定に於ける代表を否認してゐる。何となれば代議士は法律の討議並に準備に對しては、決して眞正の權能を有するものでは無い。代議士は唯、相談人に過ぎないからである。同樣に憲法も國民に課せられるためには先づその承認を受けなければならない。

普通選擧及其實施は社會的要求及投票權を奪はれてゐる人々の利益たる新しい利益に依て是認せられる。斯くて普通選擧は一方に於て産業の進步、國富の增大を欲求する人々と、他方に於て幾千の勞働者の失業と貧困との原因たる機械導入の不幸なる慘害を不安を以て觀察する人々とを和解せしむべき手段となるべきものである。

政府が眞に國民の人化であるならば、國民の力と利害の中心には、滅んとする産業及苦惱せる國民の代表者が存在しなければならぬ。政府は最大多數の利益を代表するが故に、新しい機械に依て生産せられたる收益が少數の特權的資本家の手中に集まる事を警戒しなければならない。(13)

人權協會は王政を否認する點に於ては民友協會を初め共和的結社と同樣であるが、後者に比して更に議會的行動に冷淡であつた。議會と共和黨との軋轢は益々激しきを加へた。斯る不和の事實は同協會の小冊子に隨所に認められる "Ce qui est et ce qui sera" と題する小冊子の中で著者は代議制度を代議專制と呼び、ロベスピエルと共に權力の平衡を、單なる妄想或は災禍に過ぎないと言つてゐる。(14)

人權協會は又焦眉の弊害救匡策として組合精神の發達を擧げてゐる。"De l'association des ouvriers de tous les corps d'état" の中で著者は勞働者に對して組合の利益を明にし、組合存せざる場合、彼等が孤立、散在して遂に主人の法律に服從するに到るべき事と説いてゐる。斯ゝる狀態を癒すためには就中同一地位の勞働者は宜しく相互の間に團體を作り其組合の中に於いて、彼等を代表して雇主と折衝し、其組合員の間に於て熟慮決定したる賃率に依る賃銀を決定する任務を負へる委員會を造り、而して此委員會は勞働者の利益を擁護しなければならぬ。此委員會の指圖に依て、全勞働者は仕事を放棄し、雇主より賃銀增加の承諾を受くるため休業する。併し乍ら著者に依れば其れは唯、單に前進への一歩に過ぎない。同一地位の勞働者が團體を作るため結合すると共に異種團體も亦其職業の別にかゝり無く、共通の連鎖に依て結合し相互の間に於て代表派遣の方法に依つて友誼關係を確立しなければならない。更に中央權力及中央金庫を設置して組合の基礎を鞏固ならしめ罷工中勞働者の生活資金として留保すると。(15)

（四）

人權協會の歴史は、それが暴動と訴訟に富む點に於ては前述せる民友協會のそれと異巧同曲であるが、玆に一つの注意すべき事は前者が後者に比して遙かに多くの思想的曲折波瀾を經過せる事、換言すれば傳統的思想たる共和主義より共產主義即ちバブウフ主義への決定的過渡に立てる事である。

人權協會が表面巧に合法を裝ひ以て當局の寬恕に狎れ久しくその迫害追窮を避くる事に成功してゐた事は既述の通りであるが、協會の長足の發達と次第に顯著露骨化し行く其活動とは漸く當局の危惧と疑惑を深うするに到つた。同協會創設以來警察當局の火急なる督促に拘らず、唯、合法の假面に暫く其行動を默過するの寬容を持してゐた司法當局も、急速に扶植し行く協會の勢力と矯激に偏し行く其行動に鑒み、玆に彈壓の臍を固めたのであつた。

先づ俎上に登つたものは馭者 Millon 辯護士 Petit-Jean 等を領袖とする一班であつた。Millon は性質溫淑にして才智に長け、後年庶民銀行設立の一先驅者として知られてゐる。彼は謂つてゐる『自由の炬火は犯罪の巢窟を暴露した。國王を倒せ。吾々の勞働の產物で肥滿してゐる下賤なる懶惰者を清算すべき時は來た』と。(16)

Millon 及其三名の同志は二百法の科料に處せられ、同一の判決に依つて人權協會は不法として解散を宣言せられた。併し乍ら此裁判所の解散命令は徒勞に終つた。精巧なる組織綱領を有する協會はこれがために微動すらも感じなかつた。宣傳は一刻も中止せられなかつた。協會の一角に對して

向けられた此彈壓は却て協會全體の結束力と反抗力を硬直ならしめる結果を招いた。宣傳册子は巴里及地方に於いて殺到的の賣行さを示し、協會派遣員は益〻地方遊説に忙しく、(17) 又人望ある協會の辯士は捲土重來、其主張の普及解説に努力するといふ有様であつた。當局の所期の目的は無殘に裏切られてしまつた。協會は一路進展の道を辿つた。

一八三二年六月五日及六日の民友協會動亂の一週年は近付いた。民友協會の繼承者として人權班會が祝ふべき紀念日である。此日、中央委員會は全班に日令を發して「全會員の叛起を促した。此日令は當時に於ける協會の見解、希望並に色調を最も如實に傳へてゐるが故に茲に其重要部分を引用しやう。

『六月五日及六日の記念日は吾々に對して、無益の苦痛を要求しない。自由の死は涙では無く血を以て潤される事を好む。見よ。四十年來、貴族の惡黨は最も貴き人々の破滅に對して幾度か拍手を送つた事か。幾度か革命的天才は壓倒され乍ら常により力强く、より恐ろしく再び擡頭して來る事を人々は報知しなかつた事か。吾々から奪取つた一人の息子の代りに十人の息子がやつて來る。而して殺戮に潤された吾々の街の鋪道は夏の陽氣に、暴動と死とを發散する。サン・メリイの戰鬪が行はれた數日の事を思ひ起せ。吾々は追散らされた。政府は勝利者の卑劣から吾々を總ゆる迫害を以て脅威した。吾々は自衛すべく何を持つてゐたか。吾々の道德的力と吾々の原理の神聖に外ならぬ。よろしい。政府は敢て起訴しやうとはしなかつた。政府は寛大のためでは無く、臆病のために其れを躊躇したのだ。

『何は兎もあれ、今日共和政治は佛蘭西に根を下した。下層の吾貴族の全勢力を以てしても是を搖がすに充分では無い。一年前共和政治は敗北した。今日、それは戰前に比して遙に優勢である。何となれば彼は從來缺けてゐた統一と訓練の力を獲得したからである。政府の目指す所は唯、國民の生活をば現代社會組織の危險と汚辱とが指定した範圍に閉込め且限局する事に過ぎない。一方に於ては富、他方に於いては貧困、一方に於ては無爲なる幸福、他方に於いては飢餓、凍寒、病院の死。涙は吾々のためのものでは無い。それは吾々の敵のものである。何となれば、敵の死後彼等に殘るものは唯、呪詛の思出許りであるからである。軈て支配者の腕は彼等の額の上に恐ろしく振り掛つて來るであらう。その時になつて、彼等よ、惠も、赦も乞ふ勿れ。國民が打つ時、逡巡もせず、容赦しない、これは國民が自己の利益のためにでは無く、永遠の道德のために打つからであり又何人も自己の名に於て、他を寛恕するの權利を有せざる事を能く知つてゐるからである』(18)

此激越なる日令の起草者が果して何人であるか今日判明して居ないが、或人は其筆致よりして之をかの國民公會議員の息 Godefroy Cavaignac の筆に成るものであると推測してゐる。併し此推測は支持する事は出來ない樣に思はれる。勿論、彼はバブウフやブオナロッチの平等思想の特長を認めてゐた。併し乍ら、彼はバブウフ主義は目的に於いては偉大であるが、人類と將來とを毀損するものであり又狹量であるとして是を斥けてゐたからである。(19) 又日令に現はれてゐるが如き絕對平等思想や血腥い威嚇的態度の如きは決して彼の本心では無かつたのである。併し其の眞の筆者は暫く措き此日令は人權協會創設後六ケ月にして、其班員の精神が如何に熾烈であつたか又斯る班員を久

しく抑制して置く事の如何に困難であるかを物語るものである。斯かる班員の熱烈なる煽動に抗し得ず、協會領袖は近く暴動を企圖するに決したのであつた。(20)

斯かる氣運に端無くも投せられた好餌は巴里築城に關する Thiers の提案であつた。而るに此提案は忽ち操觚界を初め一般世論の强硬なる反對に逢ふた。逸早く斯る輿論の趨勢を看破した人權協會は兼て動亂の口實を搜し求めてゐた折柄、直ちに是を捉へて自家の問題とした。次いで一策を案じた。七月革命記念日は目下近付いてゐる。當日國王は市街を通過すべき筈である。築城反對の叫が各方面より起るに相違ない。衝突が自然に起るか、若くは豫め巧妙に工夫された準備に依て起される。各協會は此擾亂に乘じて巴里に侵入する。是が豫定の計畫であつた。(21)

七月二十四日、日令の發布と共に暴動の堰は切て落された。手配に不備は存しなかつたが、豫め此事を探知せる警察の干渉と協會が始め選んだ口實の全く存せざりしため、暴動は大事に到らずして容易に鎭壓されてしまつた。(22)

此事件には人權協會の百名以上の會員が連座した。其主なる者を擧ぐれば、Kersausie, Raspail, Noël Parfait, Latrade, Kaylus, Langlois, Chavat であつた。

此計畫は固と、決して中央委員會より出てたものでは無く、Kersausie, Barbès, Sobrier 等協會中の焦噪分子の發意に成つたものである。即ち例の如く尾が頭を挾摺つたのである。中央委員會も暗に此擧ある事を知つてゐたが、此企圖に對して敢て公然と反對せず、唯、反省が此擧を思ひ止まらしめん事を期して共成行に放任したのであつた。(23) 併し大勢は既に決し、中央委員會の諫止は焦噪分子には全く風馬牛であつた。諸般の手配は悉く進められ、二十四日を以て前述の如く動亂の幕は切下ろされてしまつた。中央委員會の威令行はれず、協會の内訌は漸次に分裂を準備しつゝ、茲に早くも協會の前途一抹の暗翳が投せられてゐたのであつた。

（五）

人權協會が其結成に際して、廣く同志の糾合に腐心した結果、勢ひ多數の異分子の侵入混雜を免れる事が出來ず、爰に早くも後日の内訌軋轢の萠芽を藏してゐた事は吾人の既に述べた所であるが果然此萠芽は一方に於いてバブウフ主義の急速なる滲透と現實に對する認識の進展とに其成長を激成せられて、一八三三年六月末頃には、遂に確然たる形態を採つて現れ、全會員を越す事の出來ない思想上の溝渠を以て截然兩斷してしまつた。

即ち協會はジロンド黨と山嶽黨とに岐れた。ジロンド黨は Carrel の編輯する機關誌 National に依て代表せらるゝ一派で Raspail, Trélat 等の穩和派即ち是である。(24) 此一派はブルジョワジイと提携する事を辭せず、憲章の名に隱れて、ブルジョワジイをば徐々に武裝的反抗に引入れんと欲するものであり、又極端に趨る事を畏れて、公共的敎育の手段に訴へて、輿論を作出せんとするものである。彼等の見解に依れば、人間は此公共的敎育の方法に依つて、性向と感情から愛國主義者となり、又幼兒は目を開いて共和政治を搜し求めるであらうと言ふのである。(25)

これに反し山嶽黨は Lebon, Vignerte, Lagrange, Caussidière, Kersausie, Dufraisse, Mathieu 等に依て發表せらるゝ過激派(26)で、既に六月末頃に於いて、斷然穩和派を排斥して彼等と事を共にする

を潔とせず、殆んど純乎たるバブウフ主義的見解を懷抱してゐた。彼等は憲章も、法律も是認しない。中間階級を以て新貴族階級と看做し、中間的提携及遁辭は是を口にする事を欲しない。彼等謂へらく『社會契約が侵害せられ、一個の野心家が大權を占領するに至つてより、暴動は國民に取つて最も神聖なる權利であり且つ最も神聖なる義務となつた』(27)又他の個所で謂ふ、『吾人の欲する所のもの、それは萬人に對する幸福の平等なる額であり、富の平等化、狀態の平等化即ちこれである』と。(28)

是等の見解は、用語措辭の異同は暫く措くも、其內容に於てはバブウフの共產主義と著しく相類似せるものである。唯、彼等は一七九六年のバブウフ主義者が決して否認しなかつた所の農業法をば尙依然として排斥した。遂に彼等は相寄つて、黨中更に Société des Droits du Peuple なる協會を興して、公然、穩和派に對して、挑戰的拮抗的態度を表明するに到つたために、茲に協會は生死の決定的岐路に立つ事となつた。

中央委員會は速に此危機を克服して、協會甦生の策を講じなければならなかつた。そこで、百方熟考の結果、萬全の策として、或程度迄、急進派の主張に讓渡すると共に穩和派にも公正を期し、以て兩者の拮抗を緩和し、且つ協會全體としての敎義に統一を確保するため、ロベスピエルが一七九三年國民公會に提案した有名なる人權宣言書を協會の追補的綱領として採用する事に決した。此場合中央委員會は此宣言者に一個の評釋を附して、原文の過激主義を緩和したのである。

而らば此人權宣言書の採用は協會內部に如何なる反響を齎らしたか。果して所期の目的を達する事が出來たであらうか。中央委員會の豫期に反し、此應急策は毫末の奏功無き所か、紛糾は却て擴大して殆んど收拾すべからざる程度に到つた。

蓋し人權宣言書は結局、穩和派に取つては餘りに矯激に過ぎ、最左翼分子に取つては餘りに微溫的に過ぎたからである。

人權宣言書は穩和派の嚮導思想たる機關誌 National の思想を遙に超越したものであつた。冷靜果斷の士 Carrel は公然是を排擊した。加之、彼及其一派は總ゆる機會に於いて、人權宣言書と到底相容れざる排社會主義原理を表白したのであつた。爾來協會との彼等の交涉は次第に親密では無くなつた。此時代から內部に於ける兩派の不和は一入判然となるに到つた。(29)

是に反して、焦燥分子より成る協會の大部分は如何と言ふに彼等は熱れも此宣言を狂熱に歡迎した。孰れも將來に於ける眞正の綱領として是に異議を挾むものはなかつた。併し乍ら、それは單に表面上の一致であつて、根底に於いては必ずしもそうではなかつた。二三の最高幹部の勢力は既に最左翼實行派の反感を買つてゐた。最高幹部の微溫的、妥協的、反省的態度は彼等の目には、戰鬪を敢て口にせず、勝利に對してすら疑を抱く臆病者、似而非革命家の態度であつて、言はば、裏切的行動に近いものであつた。そこで彼等極左的焦燥分子は相率ひて人權協會を脫退して Kersausie を首領とするを Société d'action を作つた。Kersausie 大佐は冒險的性格と甚しく矛盾せる精神を有する民主的、且裕福なる紳士であつて斯種の狂熱的結社に必須の人物であつた。彼の外に Barbès, Sobrier が領袖格として是に參加した。Société d'action の目的は其名稱が既に充分物語つてゐる樣

に、其革命的實行に存する。

其組織に就て言ふに先づ Société d'action は centuries, décuries, quinturies に分れ、首領 Kersausie の單獨指揮を受ける。首領は專ら數名の領袖とのみ通信を行ふ。而して是等の高級士官は éclaireurs と稱する一兵卒に到る迄、等級的に命令を傳達せしむる。(30) Société d'actioo は爾後、幾多の活動を、試み、幾多の冊子を頒布し、屢々騷亂を起した。

（六）

一八三四年二月二十日、街頭呼賣人取締法が發布せられた。政府は何がため斯かる法律を制定したのであるか。

特記すべきは此時代に小冊子及繪の賣行が前古未曾有の數量に達した事であつた。而して是等の小冊子及繪を街頭に於いて呼賣する人々は殆んど總て協會班員であつた。(31) 街頭の宣傳は恐らく革命黨に取つては最も有效なる武器であり、最も脅威的行爲であり又最も卑近の策略である。協會員は即ち街頭呼賣人に紛して、其實、革命黨と人民との最も活動的仲介者の役割を力めてゐたのであつた。この目的のために人權協會は Société pour la défense de la presse patriote の宣傳委員會と共同して、專任者を定め、これに世人の注目を惹く樣な服裝をなさしめて街頭に送つた。呼賣人總勢約千五百人一齊に街頭に現はれ、通行人に對して總ゆる種類の小冊子、小著、日々の創作物、舊小冊子の再版書を賣つたり又は配布した。即ちそれは或時は暴動の導火線となり、或時は國王、貴族、富豪、總ゆる權威、總ゆる名士に對する烈々たる怒號となり又或時は政權掌握者に對する中傷惡罵となつた。(32) それ故に又ルイ・ブランも謂つてゐる『權力者の敵に依て、公共の場所に又は街頭に立たされた呼賣人は屢々破廉恥な行商人や、暴動の密使に過ぎなかつた。彼等が配布した小冊子の中には、執拗なる惡意が一度ならず、野卑な言葉と何だか見當の付かない煽動的阿諛を以て橫溢してゐた。だが國民に諛ることは臆病であり、國民を欺く事は罪惡である』(33)

斯かる無秩序の狀態を矯正せんがため、政府は先づ、數名の呼賣人を捕縛して、是を裁判所に突出した。然るに一八三〇年十二月十日發布の法律には是を違反と看做す別段の規定無きを理由として、告訴は却下せられ、被檢擧者は放免された。一度法律の不備が確證せらるゝや、總ゆる種類雜誌、新聞、著書は雲崩を打つて、街頭を襲ふた。Tribune 紙の自ら言ふ所に據れば、激越狂暴の冊子約六百部が三ケ月間に配布されたと言はれてゐる。斯ゝる由々しき事態と又裁判所に齎された司法官の不滿、陳情に鑒み、政府は、多少の反對を押切て一八三四年二月二十日遂に呼賣人法を發布して、この困難に備へた。此法文を要約すれば、街頭に於る書物の呼賣人、販賣人、配布者の職業は市當局の認可と監督とを受くべしと言ふに在つた。(34)

呼賣人法の影響は如何。豫想通りそれは共和黨にとつて騷擾の原因であつた。何故といふにこの法律は共和黨の急所を衝いたものであるからである。

先づリヨンでは Société d'action が主謀者となつて暴動を起した。法律發布の當日 "Bon Sens" 及 "Pilori" 誌の呼賣人は挑戰的態度を以て街上に現はれたが開口一聲直に逮捕せられた。

數日後、暴動の古戰場 Saint-Denis の廣場は群集に占領された。彼等は、檢閲を廢せよ！リヨン

市民萬歳を叫んだ。彼等は國民を煽動せんとする人權協會の班員であつた。彼等の努力は奏功しなかつた。巴里の眞正の市民は重なる破壞的動亂に飽きて、平和を切望してゐたので、彼等攪亂者に對し寧ろ唯、侮蔑と忿怒を感じたに過ぎなかつた。

二月二十四日二三千の群集が何れも短劍と杖とを携へて取引所の廣場に現はれ、脅威的態度を示した。群集の一人がカベエの一文を朗讀するや忽ち中止を命ぜられ場内は忽ち小競合と化し其ため彼我數名の死傷者を出した。(35)

呼賣人法は政府の窮餘の窮策としても、其發布は餘りに晩きに失した。禍は既に深化してゐた。既に數百萬の印刷物が普及されて無智者を騷がせ革命家の感情を刺激した。人權協會は躁暴激越なる講演に依て是等の人々を籠絡して協會に加入させた。一八三四年の始め、統計に依れば巴里には約三千五百名の班員を算ふるに到つた。加入者の大部分は地方に存した。又軍隊にも多數下士兵卒の加入者があつた。(36)

政府の度重る彈壓は協會を窮地に追詰る事に依て、却て其反撥力を强め、其狂暴性を增加した。協會は其焦燥狂熱論者に威壓せられて餘儀なく近く蹶起すべき決心をした。今只必要なものは口實であり、好機であつた。果然其好餌は一八三四年四月十日發布の結社法に依て與へられた。

（七）

呼賣人取締法に依て共和黨に奏功的痛棒を加へ得た政府は尙も彈壓の手を緩めず、一八三四年四月十日、有名なる新結社禁止法を發布して愈々其徹底的鏖滅を期した。『久しき以前より或者には待望せられ、或者には畏れられた一個の法律、結社禁止法は遂に發布させれた』(37)呼賣人取締法の痛傷に立直る暇もあらばこそ、再度のより致命的痛擊を受けて、人權協會は今や否應無く、死期に直面しなければならなくなつた。

從來結社取締に關する規定としては唯、第一帝政時代の專制主義の手に依て王政復古時代迄繼承せられし刑法中かの有名なる第二百九十一條あるのみであつた。同條は單に二十名以上の結社を禁止してゐる。唯夫れ丈である。從て此規定は實際上の事件に際會しては幾多の不備を暴露して殆んど空文に等しい。此事實は人權協會の場合を考察すれば極めて明白である。人權協會は、其解散命に拘らず、依然、法文を楯に其合法的存在を主張して下らない。而らば如何なる方法に依つて是を主張せるか。既に述べた如く、各班は何れも二十名を限度として、その上各自銘々の班名を持つてゐるが故である。然るに是等の班が相互に關連し、中央委員會の指揮を受け、渾然、單一、廣大なる一大結社を結成せるは紛れも無き事實では無いか。而も裁判官は事實上に於いて是を感知しても、是を彈壓する場合には這個の事實を證明しなければならない。而してこれは司法官の到底よく爲し能はざる所である。假りに班員を逮捕して不法結社の廉を以て彼等を告發するとしても、彼等は單に二十名より成る結社の一員に過ぎざる事を執拗に主張して、罪を逃れんとする。司法當局も彼等の釋明を諒として是を放免する事になる。結社員はこの虛に乘じて益々跳梁跋扈を肆にする。其眞相を握り乍ら法文の不備に呑舟の魚を逸するの遺憾事を惹起する事枚擧するに遑あらずである。政府が新結社制定の急務を感知してゐたのは蓋し火を睹るより明かである。(38)

新結社法は刑法第二百九十一條の規定を加重したものである。即ち二十名以上の結社を禁止した二百九十一條を更に擴張して二十名以下の結社に及ぼした。又同條は定期的集合のみを禁止したが新法は定期不定期の區別なく禁止した。同條は結社の領袖のみを處罰したが新法は斯かる差別無く一切の結社員に及ぼす事にした。又從來憲章の精神に從つて犯罪は陪審裁判に附せられたものを新法は輕罪裁判所に移す事にした。(39)

此法律は總ゆる政府側の人々及總ての名譽ある市民、即ち國民の過半數に依て衷心の歡喜を以て迎へられた。ルイ・ブランは新法を評して謂つてゐる『政府が要求せしが如き結社禁止法がなければ立憲的君主制は萬事休したのであつた。これ程憐かな事は無い』と。以て斯法に對する政府の期待の程も略〻想見する事が出來る。

一八三四年四月十日の新結社法は共和主義に對する決定的宣戰布告であり人權協會に對する死の脅威であつた。爾來共和主義者は最早、其思想を交換し、政治的社會的問題を論議するため公然會合する事が出來なくなつた。革命黨の定見たる總ゆる方法に依る君主制顚覆の戰爭は否應無しに其舞臺を變じなければならなくなつた。新結社法は早かれ晩かれ一大波瀾を捲き起さねば止まなかつた。

此法律の起草に參與した政府委員 Garnier-Pagés さへも一八三四年三月二十日斯法案の討議に際し其餘りに酷烈なる規定に反對して、必ずや却て暴動挑發の虞れある警告して次の如く述べてゐる。『總ゆる正當なる法律の奴隷であり、總ゆる不正なる法律の敵として余は決して迫害者と犧牲者との間に逡巡しないであらう。余は余をして神に、人道に、佛蘭西に背かしむる所の人權を認めない。余は余の良心の命に從ふため、諸君の法律に服從せぬであらう』(40)

又 Tribune 誌の管理者 Armand Marrast も次の如く謂つてゐる、『國家が元首自身のために混亂に陷つた時に、各市民は其個性の權利を回復する。……權利が其適法性を盜取せらるゝ時には、新に其根源を求むるは宜しく實力に竢たなければならない』(41) と。Marrast の挑發的口吻は Tribune 誌の管理者として當然首肯出來るが、併し乍ら該法起草關係者としての Garnier-Pagés の反抗的所言は是を革命黨に阿諛せんための所好の言として看過し去る事は出來ない。以て新結社法が如何に峻嚴苛酷であつたかの片鱗を窺ふに足るものである。

新結社法提案の報傳はるや、人權協會は地方各支部に對して、巴里は既に反對に決した事、全國擧て蹶起すべき事を通報した。

新法發布を竢たず、逸くも九日、巴里と共に陰謀の二大策源地リヨン先づ反旗を飜へした。同日リヨンの絹布織工は Lagrange, Baune を先頭に立てマルセイユを高唱し乍ら市中に殺到し、爾來四日間、リヨン市は流血の巷と化した。結局勝利は政府軍隊の手に歸し、謀徒の大部分は或は虐殺せられ或は投獄せられた。

リヨン蹶起の報を得て、四月十三日巴里も起つた。策動分子は單に人權協會所屬の共和黨に止まらず Société pour la défense de la presse, Commission de Propagande, Père André, Société pour le Soulagement des détenus politiques, Société pour l'Instruction libre et gratuite du peuple, loges

maçonniques, Société Aide-toi が一齋に蜂起した。Saint-Martin, Beaubourg, Geoffroy-l'Angevin, Aubry-le-Boncher, aux Ours, Maubuée. 等の巴里の諸街は一面バリカアドを以て被はれた。十四日午後 Bugeaud 將軍の指揮する軍際が到着して暴動は漸く鎮壓された。反徒の多數は或は殺害せられ又或は投獄せられた。

リヨン・巴里と相前後して Saint-Etienne, Arbois, Epinal, Clermont, Marseille, Grenoble, Metz, Lunéville, Nancy Dijon の諸市にも暴動が續發した。

政府は是等の暴動が畢竟、巴里人權協會の指揮に依る同一系統の陰謀であることを確かめたので、犯人を悉く巴里裁判所の公判に附した。事件の範圍が廣汎に亘つてゐるため、審理は殆んど十三ヶ月を要し、一八三五年五月五日に到つて漸く巴里裁判所は被告を正式に公訴した。玆に特筆すべきは此公判に際して各派の共和主義者が協力一致して被告の辯護に當つた事である。其主なる人々を擧ぐれば、巴里側からは Barbés, Blanqui, Flocon, Raspail, Bergeron, Buonarroti, Teste, Ledru-Rollin, Pierre Leroux, Voyer-d'Argenson, Bernard, Auguste Comte, Laponneraye、地方側からは Trélat, Jules Favre, Thouret, Dornès, Michel, Degeorge, James de Moutry, Saint-Romme 等であつた。彼等は部署を決め、或者は行政的問題、或者は經濟的問題、或者は哲學の問題又或者は政治上の問題といふ風に各々分擔を定めて辯護の衝に當つた。(42) 斯ゝる佳擧は新結社法に對する共和黨共同戰線の一端と看做す事が出來る。

判決は八月十三日出席及缺席被告に對し一樣に Cavaignac, Guinard, Marrast, de Ludre, Kersausie, Berryer-Fontaine, Thomas, Lebon, Vignerte, Delente, Beaumont, Baune, Reverchon, Antide, Martin, Albert, Hugo は流刑に、Lagrange, Bernard は禁錮二十年に、Caussidière, Landolphe, Mathé, Stiller, Tricotel は十年の禁錮を言渡された。

審理中被告は Saint-Pélagie の牢獄に收監せられたが共間、總ゆる特權が被告等に與へられた。彼等は妻子、親、友人等と自由に面接する事が出來、濕つた藁の代りに立派な寢臺に臥す事が出來た。又終日、訪問者と酒肴を樂しむ事すら許された。牢獄は殆んどホテルたるの觀さへあつた。

被告餘りに多數なりしため別居する事が出來ず殆んど同居の有樣であつた。相互に面接し談合する事が出來た。話題の中心は其導奉する共和主義であつた。牢獄の靜寂は彼等の內省を促し、思想的清算を動機づけた。バブウフ主義に通曉する二三の同囚に依て彼の思想が已に共和主義に懷疑を抱ける他の被告の頭腦に植付けられた。共和主義者として入獄した者がバブウフ主義者として出獄した。(43)

併し乍らロレンツ・フォン・シュタインの所論の如くサン・ペラジイの獄舍を以て共和主義から共産主義への轉移、換言すればバブウフ主義復興の溫床であると說くのは憶に獨斷に失すると考へる。人權協會の領袖が夙にバブウフ主義の洗禮を受け、所屬の班中明かに之に歸依せしものの存在せし事は吾人の度々前述せし所である。併しサン・ペラジイの入獄がバブウフ主義の深化に貢献せし事實は勿論否定する事は出來ない。

四月事件は人權協會を壞滅させてしまつた。

（八）

新結社法の影響中最も著しいものは結社の運動方法に對して劃期的變化を與へた事であつた。人權協會は元と公然と創立せられ、又殆んど常に公然と活動し來つたものである。固より其行動の大部分は陰謀の性質を帶び又屢〻解散を命ぜられたけれども、法律は其組織の表面合法なるを理由として其存在に別段の抑壓的干渉を試る事はなかつたのである。從て嚴密に言へば一八三四年新法發布に到る迄は決して嚴密な意味に於いて秘密結社と稱する事は出來無かつた。

然るに一八三四年以後事情は一變した。陰謀者は餘儀無く純粋の秘密結社を結成しなければならなかつた。斯ゝる變化は人權協會の後に發生した新結社に徴すれば其消息極めて明かである。知名の領袖、陰謀の指針たる新聞、班員用冊子、喧燥なる宣傳、無詮考加入許可、是等の事が總て秘密となり、嚴格となり用意周到をもつて被はれるに到つた。(23)

次に四月事件後の特記すべき現象として又バブウフ主義の目覺しき進出を擧げなければならない。バブウフ主義が表面より裏面へ、一隅より全般に其間隙を縫ふて漸次、人權協會を透潤しつゝあつた事は既に屢々述べた通りであるが、未だ尙、穩和派の底力の牢乎として侮り難いものがあつた。然るに四月事件は穩和派の凋落を早からしめた。打續く政府の强壓に對して結社の見出し得る活路は纔に曩に述べし秘密運動の形態と暴力を制するには暴力を以てする方法あるのみである。暴力派が進出せしに到つたのは蓋し自然の成行である、爾來バブウフ主義の奔流は滔々として結社運動に横流するに到つた。是等の消息は其後の結社運動解明と共に歴然判明するであらう。

（1） Tchernoff, ibid., p. 272. Hodde, ibid., p. 114.
（2） Tchernoff, ibid., p. 289-290. Hodde, ibid., p. 141.
（3） Hodde, ibid., p. 135.
（4） Tchernoff, ibid., p. 290-291.
（5） Emil Bourgeois, Modern France. p. 156.
（6） Tchernoff, ibid., p. 292. Sencier, ibid., p. 54. Hodde, ibid., p. 118.
（7） Lorenz von Stein, Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich. II. s. 367-368.
（8） Tchernoff, ibid., p. 276-278.
（9） Girod de l'Ain, Rapport sur le procès d'avril. 1834. 1835. t. I. p. 45. Cité par Tchernoff ibid., p. 275-276.
（10） Blanc, ibid., IV. p. 108-109.
（11） De l'Égalité, 1833. p. 1-5. Cité par Tchernoff, ibid., p. 278. Sencier, ibid., p. 52-54.
（12） Tchernoff, ibid., p. 278-280.
（13） Tchernoff, ibid., p. 280-281.
（14） Tchernoff, ibid., p. 286.
（15） Tchernoff, ibid, 284-286.
（16） Hodde, ibid., p. 116.
（17） Hodde, ibid., p. 117.
（18） Hodde, ibid., p. 118-120.
（19） Revue du Progrès, 1840. t. IV. p. 425. Cité par Sencier, ibid., p. 56.
（20） Hodde, ibid., p. 120.
（21） Hodde, ibid., p. 121.
（22） Hodde, ibid., p. 123.
（23） Hodde, ibid., p. 121.

（24）此派は其領袖の一人 Raspail の名に因んで Raspail 委員會とも言はれた。
（25）Girod de l'Ain, De l'Instruction, Société des Droits de l'homme, Rapport sur le procès d'avril t. IV. p. 529. cité par Sencier, ibid., p. 58.
（26）此派は其領袖 Lebon の名に因んで Lebon 委員會とも言はれた。
（27）Mémoires de Gisquet, t. IV. p. 199. cité par Sencier, ibid., p. 58.
（28）Hodde, ibid., p. 126.
（29）Hodde, ibid., p. 127-128.
（30）Hodde, ibid., p. 128-129.
（31）Hodde, ibid., p. 131, 133.
（32）Hatin, Histoire de la presse sous la monarchie de Juillet. 1865. p. 557-558. cité par Sencier, ibid., p. 91-62.
（33）Blanc, ibid., t. IV. p. 197.
（34）Sencier, ibid., p. 62-63.
（35）Hodde, ibid., p. 135.
（36）Hodde, ibid., p. 136.
（37）Blanc, ibid., t. IV. p. 200.
（38）Hodde, ibid., p. 137.
（39）Blanc, ibid., t. IV. p. 200. Hodde, ibid., p. 138.
（40）Blanc, ibid., t. IV. p. 207.
（41）Girod de l'Ain, Rapport sur le procès d'avril. t, II. p. 8. cité par Sencier, ibid, p. 64.
（42）Hodde, ibid., p. 166.
（43）Lorenz Stein, a. a. O., Bd. 2. S. 387-388.
（44）Hodde, ibid., p. 184.

前號（第二十四卷第五號）目次

◉マーカンチリスムの重金思想に就いて　高橋誠一郎

◉勞働法の研究方法　奥田忠雄

◉米國印刷業勞資團體概觀　——共相互關係其態度及方針等——　小島榮次

◉景氣變動理論研究に對する統計上の準備　小高泰雄

●一冊定價金五拾錢　郵税金壹錢五厘
●半ケ年分金貳圓九拾錢
●一ケ年分金五圓四拾錢　郵税共

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛
●營業に關する用件は發賣元宛
●原稿締切期日は發行の前月十日限

昭和五年五月卅一日印刷納本
昭和五年六月一日發行
毎月一回一日發行

三田學會雜誌
禁轉載
第二十四卷第六號

編輯兼發行者　東京市芝區三田二丁目二番地慶應義塾内　江田範保
印刷者　東京市赤坂區新町五丁目四十二番地　金子鐵五郎
印刷所　東京市赤坂區新町五丁目四十二番地　金子活版所

發賣元　東京市芝區三田貳丁目壹番地　丸善株式會社三田出張所　電話高輪一九二六番

●尚ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す

發行所　東京芝三田慶應義塾内　理財學會